平成２８年白浜町議会第３回定例会 会議録（第３号）

１．開　　会　平成 ２８ 年 ９ 月 １５ 日 白浜町議会第３回定例会を白浜町役場議場において ９ 時 ３０ 分 開会した。

１．開　　議　平成 ２８ 年 ９ 月 １５ 日　 ９ 時 ３１ 分

１．閉　　議　平成 ２８ 年 ９ 月 １５ 日 １６ 時 ０３ 分

１．散　　会　平成 ２８ 年 ９ 月 １５ 日 １６ 時 ０３ 分

１．議員定数　１４名

１．応招及び不応招議員の氏名
　第１日目のとおり

１．出席及び欠席議員の氏名
　出席議員 １４名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

１番	辻　　成　紀		２番	西　尾　智　朗	
３番	古久保　惠　三		４番	溝　口　耕太郎	
５番	丸　本　安　高		６番	水　上　久美子	
７番	廣　畑　敏　雄		８番	三　倉　健　嗣	
９番	長　野　荘　一		１０番	岡　谷　裕　計	
１１番	南　　勝　弥		１２番	玉　置　　一	
１３番	楠　本　隆　典		１４番	堀　　匠	

　欠席議員　なし

１．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

　事務局長　泉　　芳　明　　事務主査　東　　泰　士

１．地方自治法第１２１条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町　　長	井　澗　　誠	副　町　長	林　　一　勝
教　育　長	鈴　木　　勇		
富田事務所長			
兼農林水産課長	古　守　繁　行	日置川事務所長	田　井　郁　也
総務課長	榎　本　崇　広	税務課長	髙　田　義　広
民生課長	三　栖　健　次	住民保健課長	廣　畑　康　雄

生活環境課長	玉　置　孔　一	観光課長	愛　須　康　徳
建設課長	坂　本　規　生	上下水道課長	濱　口　伊佐夫
会計管理者	中　本　敏　也	消防長	大　江　康　広
教育委員会			
教育次長	寺　脇　孝　男	総務課課長	久　保　道　典
総務課副課長	小　川　敦　司		

１．議事日程

日程第１　一般質問

１．会議に付した事件

日程第１

１．会議の経過

○議　　長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会平成２８年第３回定例会３日目を開会します。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外　　事務局長　泉君

○番　　外（事務局長）

諸報告を行います。

ただいまの出席議員は１４名です。

本日の議事日程については、お手元に配付しています。

本日は一般質問４名を予定しています。

本日で一般質問を終結したいと思いますので、よろしくお願いします。

本日、休憩中に議会運営委員会の開催を予定していますので、よろしくお願いします。

以上で諸報告を終わります。

○議　　長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしくお願いします。

これより本日の会議を開きます。

（１）日程第１　一般質問

○議　　長

日程第１　一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可します。

１３番楠本君の一般質問を許可します。楠本君の質問は総括形式です。ごみ焼却施設・最終処分場の広域圏の動向についての質問を許可します。

１３番　　楠本君（登壇）

○１３　　番

皆さん、おはようございます。

通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

議会の申し合わせで、前置きは省略せよという申し合わせでございますが、冒頭、首長の所信表明の中でもございましたけれども、北畑正七様、才野の岡本建次様、白浜の原嘉治様にはその当時、空港関連工事を初め、当時の議会活動に貢献されましたことに敬意を表しますとともにご冥福をお祈り申し上げたいと存じます。

次に、本題に入る前に、田辺周辺広域市町村圏組合においては、議会からも組合議員を選出し、正副議長が出られていると思いますが、組合議会内で議論、審議がされていると思われますけれども、白浜町においても大変重要な課題と思われますので、あえて問題提起と質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、中間処理施設の焼却施設について、ご質問をいたします。

本題について９月６日の全員協議会で説明を受けたところでありますけれども、田辺周辺広域市町村圏組合の理事会において、２０２０年度をめどに一本化するという当時の目標を白紙撤回し、同時に将来的な一本化の方針は維持することを確認したとされております。しかしながら、２０１０年に国の制度変更に伴い、大規模施設だけでなく、現有施設の延命化工事においても補助ができるように制度変更がされ、田辺市では２０１６年度内の工事の完了、白浜町では設置区の皆様方のご理解を得て、延命化工事が既に終了しているところであります。

各自治体のごみ処理の実情はおのおの異なり、田辺市においても白浜町においても財政負担はもとより、ごみの減量施策、人口減少の推移を見きわめつつ、議会としても同意をしてきたところであります。また、２０２０年をめどに一本化することで、平成２１年２月に決められましたけれども、翌年度の制度改革で、その当時の理事会の様子は知るよしもありませんけれども、本音はその当時は白紙の状況にあったのではないだろうかと。したがいまして、その当時としても、各自治体のごみの量や人口推移等、自治体の構成が決まっても中身の議論ができていなかったのではないかと思うところであります。

したがいまして、負担割合や負担率も含めて、決められていない中で白紙ということは将来的には焼却施設の圏域内の一本化を進めるといっても、１からの出直しとして解釈してよいのか、伺いたいと思います。

次に、日置川ごみ焼却施設については、９月６日に全員協議会で説明を受けたところであります。説明のごとく、小規模修繕では抜本的な解決にならない。財政面、効率面、全ての面で設置区の保呂区関係者、日置川住民の方々のご理解が先決でありますが、関係者のご理解を得られるよう、早急に取り組む課題であります。設置区の保呂区の皆様には９月１１日に臨時区民総会、日置川区長会においても話し合いのお願いをしていると聞いておりますけれども、胸襟を開いて、広域の白紙撤回の状況、白浜町の現状等、丁寧な説明が必要であると考えます。また、下流域の内ノ川区に対しても設置区の協議が整い次第、文書か何らかの報告をすべき政治的配慮が必要と思われるが、いかがでしょうか。当局の見解を求めたいと

思います。

次に、マテリアルリサイクル推進施設、施設整備基本計画を９月１３日の全員協議会で説明を受けたところであります。地元の皆様のご理解を得て、平成２８年と２９年と事業内容等が説明されましたけれども、日置川地域の容器包装プラスチック、いわゆるペットボトルも含む事業についても、白浜町として、一本化して協議をしていくべきではないのか、伺いたいと思います。もちろん、保呂区のご理解と日置川の事情もあると思われますが、協議していくべきであると思います。また、障害者就労施設の連携、就労場所の拡充、作業環境の充実も説明がありましたけれども、あわせて、防災対策も含めて充実したものとして施行されたいと思います。

続いて、紀南環境広域施設圏組合の動向に入らせていただきます。

この組合構成団体は、今回の議案でもよく似た名前が幾つもありますけれども、おさらいの意味で、この構成団体は田辺市、新宮市、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町と２市８町から成っております。当議会においても、平成２８年の当初予算額が３億２，７１７万円計上されており、白浜町の負担率は１４．４５％となっており、４，５２６万２，０００円が計上されております。候補地となっている稲成町について、仄聞すると関係者が鋭意努力されていると聞きますが、進捗状況をわかる範囲でお聞かせ願いたい。なぜこの問題をお聞きするかといえば、椿最終処分場も平成９年３月６日、協定書に調印、翌年平成１０年４月１日の供用開始で、供用期間が２０年で、平成３０年３月が期限となることから、当局より平成２８年７月４日に地元区関係者に延長の申し入れがあったところであります。

しかしながら、１８年間の中で何の問題もなく運転稼働していたというふうに思われがちですけれども、供用開始当初は工事中の椿断層によるくいですね、３本ほど余計に打ったと。さらには、仮置きを一度に投入して、塩分濃度が高くなり、国道のそばの積み残しが発生しました。今、水道を引いて、また雨水を利用しての希釈をして放流したわけなんですけれども。それから、もう１つは遮水シートの厚さの問題でもあります。皆さんも現場を見ていただいたらわかると思うんですけれども、遮水シートは約５ミリと聞いておりますけれども、日光に照らされたら、かなり傷むところもありますけれども、そういう遮水シートの問題、さらに当初は蒸発散方式を採用していたんですけれども、それを凍結し、そういうような中において、地域の方々からいろいろな意見が出る中で、悩み多い議論をしてきたところであります。

現在は、比較的順調に推移しておりますけれども、公害防止対策協議会の中でも検査の立ち合いとか、そういうものをしているところであります。２８年度当初予算において、経年劣化による施設修繕料として放流ポンプの操作盤等で１，０８０万円が計上されました。もちろん、椿区、土地所有者、漁業関係者に対してもそれぞれ今までの経緯を踏まえて慎重に交渉されたいと思うわけです。

次に、大辺路施設組合の家の谷の最終処分場の埋立可能容量、何年ぐらい使用可能か、管理面は行き届いているのか、すさみ町との関係もあり、緊密な連携が必要と思われるが、いかがでしょうか。

いずれにしても、広域圏の進捗の状況により、各市町村の思惑もあり、稲成町の進捗状況が気になるところであります。より一層ごみの減量施策を推進しなければならない。また、

地元関係者の協力なしには実現できないので、本音の議論をしてもらいたいと思うところでありますが、当局の考え方をお伺いいたします。

以上をもって、第１回目の質問を終わります。

○議　　長

楠本君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外　　町長　井澗君（登壇）

○番　　外（町　　長）

ただいま楠本議員から、ごみ焼却施設と最終処分場の広域圏の動向について、ご質問をいただきました。

まず、ごみ焼却施設についてでございますが、議員ご指摘のとおり、平成２１年２月、田辺周辺広域市町村圏組合の理事会において、２０２０年度、すなわち平成３２年度を目途に一本化する方針が確認されました。その後、国の交付金制度の変更もあり、平成２２年１１月の理事会において、平成３２年度の一本化を基本方針としながら基幹的設備改良工事による延命化を図り、役割分担しながら今後のあり方を検討していくことが確認、合意されています。

施設の安全、安心な運営、適正な維持管理を図るため、当町と田辺市は国の交付金制度を活用して基幹的設備改良工事、延命化工事を実施していること、３２年度まで時間的にも現実的ではないことから、今年８月の理事会において平成３２年度を目途に一本化するという方針は断念、白紙撤回されたところです。しかしながら、ごみ焼却施設は大規模施設の連続稼働が経済面でも環境負荷面からもすぐれていることなどから、延命改良した施設の計画期間などを勘案しながら、将来的には圏域内一本化を進めていくという方針は維持されています。当町も含めて、各自治体にはそれぞれの個別事情がありますが、平成３２年度一本方針が白紙撤回され、広域圏組合を組織する各自治体においては、それぞれの自治体の中でも今後のごみ処理をどうしていくのかという議論が活発化していくと考えています。それが広域圏組合での議論に大きくつながってきます。これまで協議して積み上げてきたものがなくなるわけではありません。当町も広域圏の一員として積極的に参画し、その責任を果たしてまいります。

次に、日置川ごみ焼却場についての取り組みですが、９月６日の全員協議会でご説明させていただいたとおり、日置川ごみ焼却場は平成２年から稼働しており、既に２６年が経過しています。日置川ごみ焼却場はごみ貯留設備、いわゆるごみピットがないため、焼却量の調整や攪拌ができず、安定焼却が難しい施設である上、老朽化が顕著で炉の損傷や突発的事故がふえており、小規模修繕だけでは抜本的解決にはならない現状であります。

町といたしましては、関係する皆様方のご理解を得て、ごみ処理行政のあり方を早急に見直す必要があり、喫緊の課題であると考えております。先般、保呂区役員会や臨時区民総会において、平成３２年度一本化白紙撤回とあわせて説明させていただいたところですが、これまでの町の対応や区民それぞれの思いなど、厳しいご意見も頂戴しました。町としましては、いただいたご意見を真摯に受けとめ、誠実に対応してまいりたいと考えています。今後も、ごみ処理の現状と、今後の町の考え方等を丁寧に説明して、清掃センター設置区の皆様方、また日置川地域住民の皆様など、関係者のご理解とご協力が得られるよう、全力で取り組んでまいる次第でございます。

議員各位におかれましても、今後ともお力添えを賜りますよう、お願いする次第でございます。また、協議が整えば、内ノ川区だけということではなく、収集車の走行ルート等もありますし、またごみ処理は町民共通の課題ですので、関係者の皆様方にご報告させていただきたいと考えています。

次に、マテリアルリサイクル推進施設に関するご質問についてでございますが、容器包装リサイクル法の趣旨にのっとり、ペットボトルや容器包装プラスチック類、缶類をその分別基準に適合させ、再商品化等を促進する、また保管場所を整備する施設、マテリアルリサイクル推進施設を清掃センター敷地内に建設する計画で、現在その事業化を進めているところです。現在、清掃センターでは、一部を除いて資源ごみについても旧白浜町の分を選別、保管しているところです。この事業により法に基づく新たな拠点施設ができることになりますので、議員からご指摘のように、設置区のご理解を得て、一元化していきたいと考えます。関係者の理解が得られるよう、協議してまいります。また、清掃センターは地域防災計画に定める避難施設、また富田事務所の代替施設にも指定されていますので、そういった活用も十分視野に入れた施設づくりを考えているところでございます。

続きまして、議員からご質問のみなべ町以南１０市町で構成する紀南環境広域施設組合が事業主体となって進めている広域廃棄物最終処分場整備事業の進捗状況でございますが、建設予定地である田辺市稲成地区の町内会様から平成２６年１１月に基本同意をいただいて以降、組合では事業用地の測量及び立竹木等調査などを行い、平成２７年度からは事業用地を係る地権者の皆様方おのおのとの用地交渉を開始いたしました。そうした結果、平成２７年度中におきましては、全事業用地の約７割に相当する用地の取得、全地権者の約８割に相当する皆様方との交渉を終えました。そして、現在は残る事業用地取得のため、用地交渉を継続中でございまして、早期なる事業の具現化に向け、全力を挙げて取り組んでおりますので、今後ともご理解のほどをよろしくお願いいたします。

次に、椿地区の町最終処分場の使用期間の延長協議に関してですが、議員からご指摘のように、処分場供用開始当初は高い塩分濃度や杉の枯死の件など、幾つかのトラブル、問題もございましたが、地元関係者皆様のご理解とご協力もあり、現在は順調に稼働しているところです。この処分場の埋立使用期間は地元区との協定より平成３０年３月末までとなっており、現在延長に関する今後の協議を設置区、土地所有者、または漁業関係者の皆様にお願いしているところです。施設の運転管理状況やその必要性、また町の考え方を設置区、土地所有者、漁業関係者それぞれに丁寧に説明させていただき、ご理解を得ていきたいと考えております。期限がある中ではありますが、期限を見据えながらも慎重に進める必要があると思っております。

最後に、旧日置川町とすさみ町の焼却灰などを埋め立てている家の谷の処分場についてですが、全体の埋立容量は、約６万９，０００立方メートルで、平成２７年度末の残容量は約８，０００立方メートルとなっており、過去５年間の埋立実績から、単純に計算しますと、今後７年以上は埋立可能と聞いております。分別の徹底により、埋立地の延命化に取り組んでいると聞いており、そういった面からも適切な維持管理が行われていると認識しているところです。

すさみ町と構成している大辺路衛生施設組合では、旧日置川町とすさみ町のし尿処理も共同処理しています。また、ごみの焼却につきましても、日置川ごみ焼却場とすさみ町ごみ焼

却場との間で故障時や定期点検時には相互に協力してごみを処理します。議員からご指摘のとおり、衛生施設の維持管理等につきましては、今後もすさみ町と緊密な連携を図ってまいる所存です。

また、紀南環境広域施設組合においては、広域廃棄物最終処分場整備事業に鋭意取り組まれておりますが、環境負荷面からも、また現有施設の延命化を図るためにも一層のごみの分別、減量に取り組む必要があると認識しています。

いずれにいたしましても、今回ご質問、ご提言いただいた各衛生施設は、町民の生活のためになくてはならない施設であり、白浜町全体の大きな課題であります。今後も施設設置区の皆様や関係者の皆様の理解と協力が得られるよう、全力で取り組んでまいりますので、議員におかれましても、格段のお力添いを賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議　　長

答弁漏れはございませんか。

再質問があれば、許可します。

１３番　　楠本君（登壇）

○１３　　番

再質問をいたします。

町長から丁寧な答弁をいただいたわけなんですけれども、理事者側でいろいろ議論をされた上での結論であったというふうに思いますし、組合議会にはかけているかかけていないかは別として、この焼却施設については平成３２年までの時間的にも現実的ではない、確かにそうですね。８月の理事会で白紙撤回されました。これまでの協議を積み上げてきたことはなくなるわけでないとも言われました。しかしながら、新しく焼却施設を新設するには通常、場所の選定から工事、稼働まで約１０年かかると言われております。財源問題はしかり、自治体のもろもろの事情があるにせよ、腹を割った議論が必要ではないのかな。言えない部分もあるだろうと思いますし、既にみなべ町はすさみ町にお願いをしていたり、上大中の上富田町、合併しましてから上富田町の問題もあるでしょう。そういうようないろいろな議論が言えないとこもあると思うけれども、やはり理事会では腹を割った議論をし、組合議会にかけてほしいと私は思います。

次に、日置川の焼却施設については答弁のとおりですけども、早急な取り組みが必要でありますし、マテリアルリサイクルについても関係者の理解が得られるように一生懸命町として努力されたいと思うわけですけども、これも私も大辺路の組合に参加させてもらったこともありますけれども、すさみ町との間ではまず広域圏よりも近隣の大辺路の施設組合としての、やはり２つの町の腹を割った話し合いも今後必要ではないのかなというふうに思うわけであります。

家の谷の処分場ももう十何年になりますけども、当初の管理は失礼ですけど、大変粗雑であったと私は認識しております。何もかも放り込んでいたというような経過がありますし、その後ごみの減量も含めて改善されて、今は順調に稼働されているというふうに聞きます。そうしたことも含めて、やはりすさみ町との連携は必要であります。腹を割った話し合いをしてもらいたいと思います。

次に、広域圏の最終処分場の課題ですけれども、事業用地の７割、全地権者の８割の皆様方と交渉を終えて、役職員一丸となって頑張っておられると聞きました。椿の最終処分場の

問題ですけれども、やはり２８年間も使用してきますと機器の劣化、それから、今、町長からも過去の事故等についての説明がありましたけれども、当初から何の問題もなく順調に推移していたと思われる町民の方もおられるのと違うかなと、私はそう感じております。あえておさらいの意味で質問をいたしました。この件も含めて、埋立容量があるにせよ、関係者と丁寧な説明をすべきと思われます。

そして、設置区の皆さん方の一定の協議が整い次第、私は下流域の内ノ川区に対しても何らかの格好で説明をすべきであると、私は質問をしましたけれども、関係者の皆さん方、全区関係してくるのかわかりませんけれども、そういう町長の答弁がありましたけれども、もう既に皆さんも脳裏から離れているかわかりませんけれども、当初は保呂、内ノ川区で一本化した協定書が結ばれていったわけでございます。そういう意味においても公害防止協定は内ノ川区とは結ばれておりません。そうした中において、要望書が何回も来たと私も認識しております。そうした中において、政治的な、やはり判断も必要ではないのかと、私はこう考えるわけですが、見解を求めたいと思います。

○議　　長

再質問に対する当局の答弁を求めます。

番外　　町長　井澗君

○番　　外（町　　長）

先ほども答弁させていただきましたが、広域圏組合を構成している各自治体にはそれぞれの個別事情がございます。将来的な一本化施設建設に向けての議論とあわせて、一本化施設稼働までの間、各自治体は今後ごみ処理をどうしていくのかと、相互協力はというような具体的な話になってくると思います。広域圏組合を構成する一員として、白浜町として各市町とこれまで以上に協議を重ね、真剣に議論してまいりたいと思います。それぞれの衛生施設は地元の皆様方の温かいご理解とご協力があって運転、稼働できています。このことは決して忘れてはなりません。今後も地元関係者の声に耳を傾けながら理解と協力が得られるよう、丁寧に、そして誠実に対応を協議してまいります。

特にこの設置区のことだけじゃなくて、ほかの内ノ川区さんを初め、私どもとしましては、やはり当然町民全体の課題だというふうに認識しておりますので、内ノ川区さんのみならず、町全体として、これから関係者、関係区の皆さんには当然この結果を報告してまいりたいというふうに思っております。

また、町議会や各種団体の協力ももちろん必要でございますので、皆様方のご力添えを得て、町全体の取り組みとして、これからもできるだけ速やかに対応をしてまいりたいというふうに考えています。地元のご理解と協力を得るため、またごみ行政の円滑な運営を図るため、行政とともに町議会のさらなるご支援とご協力をお願いする次第でございます。

○議　　長

答弁漏れはございませんか。

再々質問があれば、許可します。

１３番　　楠本君（登壇）

○１３　　番

再質問に対しての答弁は、私は区切って言うたつもりですけれども、それに対して逐次答えていただけないんですか。

○議　　長

休憩します。

（休憩　１０　時　０３　分　　再開　１０　時　０４　分）

○議　　長

再開します。

それでは、再質問に対しましての当局の答弁を求めます。

番外　　生活環境課長　玉置君

○番　　外（生活環境課長）

済みません。答弁漏れがございましたようで、申しわけございません。お答えさせていただきます。

まず、ごみの焼却施設に関する広域圏の取り組みでございます。今後の取り組みということでございますけれども、町長が申し上げましたように将来的に一本化をどうしていくのかということとあわせて、一本化ができるまでの議論が今後各市町においても各市町の中できちんと考え方というのがまとまり、整理されていくことに当町も含めてなろうかと思います。そういった中で今後各市町間の活発な議論も今後より一層進んでくると思いますので、そういった中で真剣に各市町と議論をして、協議してまいりたいというふうに考えております。

また、日置川ごみ焼却施設の今後、白浜町全体のごみ処理の今後につきましても、それぞれの設置区並びに日置川地区の住民の方のご理解とご協力を得て、何とか町の今後の方向性を早急に見出していきたいというふうに考えておりますし、マテリアルリサイクル推進施設につきましても、町長が答弁しましたように、新たな法に基づく拠点施設ができます。これにつきましても、当然日置川地域の、そういった資源ごみ等につきましても旧白浜町の分とあわせてこちらのほうで選別処理をさせていただけるように、関係者のご理解が得られるように今後も丁寧に説明していきたいというふうに考えております。

すさみ町との関係につきましては、ごみ焼却施設のそれぞれの定期点検時には相互に協力しておりますし、現在は家の谷最終処分場のほうでごみの焼却灰等を埋め立てておりますので、すさみ町との連携といいますか、そういった今後の協議も十分させていただきたい、すさみ町との連携は大変重要であると考えておりますので、あわせて、これまで同様連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

椿の最終処分場の延長協議についてでございますけれども、現在、答弁並びに全員協議会でも説明させていただきましたが、地元区並びに土地所有者、そして漁業関係者の皆様に今後の延長に向けての協議を現在お願いしているところでございます。具体的な協議はいまだできていませんけれども、今後もそれぞれと十分相談、協議させていただいて、この椿最終処分場の有効利用を今後もさせていただけるように十分丁寧に説明させていただきたいというふうに考えております。

町長も申し上げましたが、それぞれの施設、焼却施設につきましても、埋立最終処分場につきましても、ごみ処理を進める上で、いずれの施設につきましても、町民生活のために、また経済活動のためにもなくてはならない本当に重要な施設でございます。町民全体の大きな共通課題でもあるというふうに考えておりますので、その辺、町全体の課題と考えておりますので、今後も議員の皆様方におかれましてもご理解、ご協力を本当によろしくお願い申し上げる次第でございます。

以上です。

○議　　長

１３番　　楠本君（登壇）

○１３　　番

ありがとうございました。再々質問はするつもりはなかったんですけれども、やはりもう１つ議論がかみ合わんとこがありますので、再々質問をさせていただきたいと思います。

まず、広域圏の話については、やっぱり本音の議論がほんまにできてあるのかというたら、やはりはっきり言うて、田辺市はあと１０年からもつでしょう。白浜町についてもそうなんです。小さな自治体の考え方も聞いて、本当に、やっぱり腹を割った話し合いをせなんだら、この話は進まんと私は思います。町長、理事者として積極的に理事会において本音の話をしてもらいたいというふうに思います。

それと、白浜町と大辺路の関係です。先ほどのごみの焼却の一本化については関係者の皆さんのご理解を得て、やはり丁寧な説明をしてご理解をいただく、これはごみの問題は設置区だけの問題、町民全体の問題と、この認識は私も変わっておりません。しかしながら、やはり経済面、ごみの減量も含めて町民の理解を得た上で設置区の皆様方に焼却炉の一本化をお願いして、マテリアルリサイクルについてもそうなんです。そういう意味で、意識を合わせて、町民一体となった取り組みがごみの問題であると私は思っております。

そうした中において、私は言っているのは、広域圏も大事やけれども、すさみ町との間の話をきちっと、やっぱり胸襟を開いて話し合いをしていく必要があるのと違うのかと私は言っているんです。そういう意味においても、これはいずれすさみ町も自分の施設が劣化してくるということはもう目に見えていますから、それも踏まえて広域でどのような取り組みをしていくのかということが今後の課題になると思いますし、今、それをどうしていくのやということを私は答えを引き出すつもりはありませんけれども、共通認識はごみは町民一体のものであるということは、私は認識はします。しかしながら、やはりそういうふうにおいては、一つ一つ片づけていかんならん問題があるのと違うのか、そういうことを問題提起しているわけです。

それと、私は内ノ川区にこだわるわけではございませんけれども、やはり保呂の焼却場については、当初は保呂、内ノ川区との協定書がございました。そうした中において、いろいろ紆余曲折の中で今回内ノ川区とは協定を結んでおりません。そうした、やはり住民感情もあることは事実なんです。そうした中において、やはり保呂、内ノ川といえば、お寺も水利も学校も一緒である。そういった中において、政治的な配慮が必要であるから、もちろん町民の皆さん方に町内会を通じて話しすることもいいでしょうし、しかしながら、内ノ川区に対しては保呂区の皆さんのご理解を得ましたと。したがいまして、下流域の皆さん方もご理解願いますよと、そういう簡単な文書でもいいですから、そういう低姿勢な配慮が必要ではないかと私は言っているんです。

以上で、私の再々質問は終わりますけれども、答弁があれば、お願いいたします。

○議　　長

それでは、ただいま１３番楠本議員からは３点についてです。まず、広域圏につきまして、それと大辺路の関係をまず。それと１点、下流域の内ノ川区とのそういった政治的な配慮はどうかと、そういった質問であります。整理はできておりますか。

番外　　副町長　林君

○番　　外（副 町 長）

さきの２点については担当課のほうでお答えさせていただきたいと思います。

内ノ川区との当初協定、このような状況になったということは、議員の皆さんも十分ご承知していただいていると思います。私がこういう立場になりまして、内ノ川区の前区長さん、そして今の現区長さんと数度にわたって担当課とお話し合いをしております。その中で、施設に、例えば返還があった場合、今度のこともありますけども、そのときには十分報告をさせていただきますと、そういうふうなお約束はしております。

○議　　長

あと２点につきまして。

番外　　生活環境課長　玉置君

○番　　外（生活環境課長）

広域圏のお話、あわせてすさみ町との関係でございます。広域圏の取り組み、もちろん各市町の今後をどうしていくのかという議論が、まずそれぞれの考え方が取り求められて、その上で広域圏での具体的な調整といいますか、話し合いになっていくと思いますので、白浜町といたしましても、担当部会もございますし、副市町長会もございますし、それに、最終的には理事会で決定という形になりますけれども、十分白浜町の考え方なり、各市町の考え方を聞きながら今後進めていきたいというふうに考えております。

あわせて、すさみ町とのごみ焼却施設の考え方でございますけれども、すさみ町におきましても今後、すさみ町のごみ焼却施設につきましても建設からかなりの年月が経過しておりまして、老朽化ということもある程度進んでいるように聞いております。ですから、すさみ町も今後自分のところのごみ処理をどうしていくのかという考え方が今後まとまってといいますか、すさみ町の中でも議論されてくると思います。

そういったすさみ町のご意見も十分聞いて、白浜町として、また広域圏として協力できること、できないこととか、いろいろあると思いますけれども、十分すさみ町の考え方を聞きながら、町としても、白浜町としても、ひいては広域圏としても協議、相談してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議　　長

当局の答弁が終わりましたけど、さらに質問がありましたら、許可をいたしますけども。

１３番　　楠本君（登壇）

○１３　　番

もう結構ですが、やはり首長が理事会に出ても、今、課長が言うてくれたように、やはり事務レベルの突き合わせが私は一番必要になってくるんです。その答えを先に二次質問でいただいたら、再々々の質問はなっていないんですけれども。とにかく事務レベルの調整も含めて、今後よろしく頑張ってもらいたいというふうに私は提言をいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議　　長

以上をもって、１３番楠本君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩　１０ 時 １９ 分　　再開　１０ 時 ２４ 分）

○議　　長

再開をいたします。

１１番南君の一般質問を許可します。南君の質問は一問一答形式です。まず、１点目の図書館についての質問を許可します。

１１番　　南君（登壇）

○１１　　番

それでは、早速質問させていただきます。

先日、ある方から図書館のことで不満があるので、話を聞いてほしいと、そういうことで伺ったことがございます。中央公民館の２階にある図書館分室のことでございました。昼前に分室を利用したのですが、１２時から１３時、１時間は昼休憩で、本の貸し出しはもちろんのこと、１人体制のためだとは思いますが、分室を閉めるというか、鍵をかける、結局、出ていかざるを得ないのです。少し言葉は悪いかもしれませんが、追い出されるのです。遠くから来た人や昼休み時間を知らずに来た人は非常に困っております。１人体制なので、休みは必要なのは十分理解できますが、利用者にとっては不便で、利用者無視と言われても仕方がないと思います。図書館本館や分室の休館日、開館時間、休憩時間、それぞれ何人体制か、説明を求めたいと思います。

○議　　長

それでは、１１番南君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外　　教育長　鈴木君（登壇）

○番　　外（教育長）

南議員から図書館分室の休憩時間についてのご質問をいただきました。

現在町立図書館は昭和５２年に児童図書館として建設された本館、昭和５４年に富田公民館の一室に設置された富田分館、それから本館の狭隘化に対応するために一般書を昭和６３年に建設された中央公民館の一室に移した白浜分館、また旧日置川町との合併に伴い、旧日置川中央公民館図書室を日置分室として、合計４施設で構成されております。

しかし、施設によって開館の状況が多少異なってございます。現在本館を除く３分室につきましては、正午から午後１時まで休憩時間として休室をしておられます。白浜分室の休憩による正午の休室に至った経緯等につきましては、教育次長より答弁をさせていただきます。

○議　　長

番外　　教育次長　寺脇君

○番　　外（教育次長）

ただいま南議員から各分室の体制についてご質問をいただきました。お答えさせていただきます。

まず、白浜分室につきましては臨時職員１名でございます。この方については図書館司書の資格を有する方でございます。それから、富田分室、及び日置分室につきましても臨時職員１名となってございます。

以上です。

○議　　長

１１番　　南君（登壇）

○１１　　番

先ほど分室の休館日とかと、そういう休館日とか開館時間、あるいはほかのとこの休憩もみんな小休憩も含めて、もう少し説明願いたいんですけど。

○議　　長

番外　　教育次長　寺脇君

○番　　外（教育次長）

開館時間につきましては、白浜分室、それから日置分室につきましては午前９時から午後５時まで、それから富田分室につきましては午後１０時から午後５時までとなってございます。

それから、休館日につきましては、白浜分室が日曜日、月曜日、それから第４金曜日と国民の休日、年末年始、特別整理期日ということで、これにつきましては不定期で行っております。これについては日置分室も同じでございます。それから、富田分室につきましては月曜日、火曜日、それから第４金曜日が休館日となっております。同じように国民の休日、年末年始、特別整理期日、これについても休館日となってございます。

以上です。

○議　　長

１１番　　南君（登壇）

○１１　　番

この昼休みでの完全閉鎖１時間という、この不満は教育委員会に今まで届いているのか。また３時ですか、それぐらいの小休憩というんですか、それはどんなになっているんですか。その点をまずお聞かせください。

○議　　長

番外　　教育次長　寺脇君

○番　　外（教育次長）

小休憩につきましては閉鎖することなくあけてございます。閉鎖しておるのは正午１２時から午後１時の間でございます。

それから、どういった声が届いておるかということにつきましては、正午の休室の改善を初めまして、開館時間を都会並み、７時、８時ぐらいまであけていただけないかと、そういうふうなお答えはいただいているというふうには聞いてございます。

○議　　長

１１番　　南君（登壇）

○１１　　番

公民館は原則日曜日は休みなんで、分室もそれに合わせていると思いますけども、日曜休みとか、終了５時、これはほんまに利用者にとっては非常に不便です。このような休館日、開館時間を決めたのはいつなのか、また図書館協議会委員で協議された上でのことだと思いますが、町民の皆さんの意見を再度聞いていただいて、休館日、時間を検討する余地があるのかないのか、聞かせていただきたいと思います。

○議　　長

番外　　教育次長　寺脇君

○番　　外（教育次長）

こういった決定につきましては、図書館協議会のほうにもお諮りさせていただきまして、

それで決めさせていただいております。ただ、南議員がおっしゃるように開館時間の変更であるとか正午の閉室をやめることであるとか、そういうのにつきましては、先ほどもお答えさせていただいたように臨時職員１名でございますので、そのあたり、今の体制では非常に難しいかなというふうには考えてございます。

○議　　長

１１番　　南君（登壇）

○１１　　番

そうしたら、もう１点、図書館の本館、いわゆる児童図書館のことなんですけども、そこの２階に大人用というんですか、図書館がございますし、その公民館のところの分室との距離は余りないですわね。何百メートルぐらいしか離れていないと思うんですけども、読みたい本はあると思って、行ったらない、向こうのほうだと、そういう不便もあります。利便性が悪いというんですかね。なぜ近いのに分散したのか。児童図書館の本館と分室を統合する考えがないのか、その点をお聞きしたいと思います。

○議　　長

番外　　教育次長　寺脇君

○番　　外（教育次長）

やはり、分館を設置した経過については、蔵書の関係で、児童書と一般書と分ける必要があったようでございまして、それを１つにするというのはスペースの関係で非常に難しいかなというふうには考えております。また、おっしゃるように本館の２階のほうには一般の方ということで、約４，０００冊の一般図書を置いておるんですけども、南議員からご指摘のように、やはり４，０００冊では自分の読みたい本がないという部分がございます。ただ、繰り返しになりますけども、この２つの図書館、本館と白浜分室を１つにするというのは、スペースの関係で今のところは非常に難しいかなというふうに考えてございます。

○議　　長

１１番　　南君（登壇）

○１１　　番

予算の関係もあると思うんですけども、蔵書というんですか、本が比較的古いということを聞いておりまして、新しいのが少ないというんですかね。でも、いろいろ考え方があると思うんです。個人でも年間１０冊や２０冊ぐらいは購入していると思うんですけれども、同じ本を何回か読んだら、あとはもう要らないというんですか、眠ったままの本が多いと思います。お金がなくても、個人の蔵書を寄附してもらうような対策をとっているのか、また近隣の図書館でも週刊誌とか月刊誌も置いていますが、新しい号の本が出れば図書館に寄附し、本の置き場所に、例えば南商店とか井澗商店とか、そういう提供とかと書いている図書館もございます。お金をかけずにできることもあるんですけども、そのようなことは考えていないのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議　　長

番外　　教育次長　寺脇君

○番　　外（教育次長）

蔵書の新刊のほうが少ないというお話でございます。平成２７年度末で蔵書のほうは５万６，５１３冊ございます。それから、昨年の実績で申しますと、公費、それから寄附金での

図書の購入については、児童図書で９４７冊、一般図書で８５５冊、合計１，８０２冊を購入してございます。例年、約２５０万円の予算を計上いたしまして、同数程度の図書を購入しているところでございます。

また、住民ニーズへの対応といたしましては、本館、それから全分室にリクエストカードというのを窓口に設置しておりまして、そういったリクエストの多かった図書を参考に購入するというふうなサービスも行っております。ただ、全ての方々の要望にはお応えできていないような状況でございます。

また、南議員がおっしゃるように住民の方が読まれた本、そういった本を寄附といいますか、寄附をいただいて、そういった蔵書のほうに活用していくという部分については、今のところできておりませんけども、今後の課題として考えさせていただきたいと、こういうふうに考えてございます。

○議　　長

１１番　　南君（登壇）

○１１　　番

ちょっと時期は記憶していないんですけども、以前全協なりで富田幼稚園跡に新図書館構想というのが出ましたね。いろんな意見がありました。あそこは津波浸水区域でちょっと危険なんではないかとか、複合施設でどこかと一緒に図書館を併設というんですか、やるほうがいい、いろんな意見がございますけれども、その後一向にこうするんだという続きの話が出ていないんです。この図書館、以降どんなふうに動きがあるんですか。お聞かせ願いたいと思います。

○議　　長

番外　　教育長　鈴木君

○番　　外（教育長）

新図書館の建設についてのご質問をいただきました。

新図書館建設につきましては、平成１９年１２月の議会の定例会におきまして、町立図書館の早期建設を求める請願書を採択いただいており、教育委員会としましても、図書館の現状を調査研究していただくために、平成２１年９月に白浜町図書館検討委員会を設置し、白浜町における図書館のあり方について調査検討を重ね、平成２３年１０月、白浜町立図書館基本計画について答申をいただいたところでございます。その答申をもとに検討を行い、平成２６年２月に白浜町立図書館の整備基本構想を策定いたしました。この基本構想は図書館整備の推進に関する事業についてまとめたものでございますが、その中で最も最優先されるべき事項は新図書館の早期完成であると、このように明記しております。

教育委員会といたしましては、これらを踏まえまして図書館の早期完成を目指しておりますが、図書館建設に係る基金の創設等による財源の確保、建設場所の選定など、基本構想策定から２年半以上経過しておりますけれども、こうした課題の解決には至っていないというのが現状でございます。今後も引き続きまして、新図書館の早期完成に向けて課題の解決に取り組んでまいりますので、ご理解のほどをよろしくお願いしたいと、このように考えております。

○議　　長

１１番　　南君（登壇）

○１１　　番

これをもって、１番目の図書館のことについて終わりたいと思います。

○議　　長

以上で、最初の図書館についての質問は終わりました。

次に、２点目のフィッシャーマンズワーフ白浜の指定管理についての質問を許可します。

１１番　　南君（登壇）

○１１　　番

今議会で湯崎漁港施設関連の一般質問をするのは私で３人目でございます。施設工事着工以前から今までの一般質問でこの件の質問がなかったのは本当に皆無ではないかと思っております。１回の定例会で多いときには数人の同僚議員が質問をしています。これは問題点が非常に多いと、そういうふうな観点から同僚議員も質問していると思います。今回も、昨日ですけども、丸本議員、古久保議員についてのフィッシャーマンズ白浜の関連の質問でございますけども、きのうの質問と一部重複することがあるかもわかりませんので、ご容赦願いたいと思います。

町の施設であるフィッシャーマンズワーフは漁業関係者や湯崎地区の人々が中心となった民間の検討委員会で計画も練られ、特に漁業関係者の強い要望ででき上がった施設でございます。施設建設前から公募もせず随意契約で管理委託をしたのに、わずか３年足らずで漁協が撤退いたしました。また、三段のダイビング基地も観光漁業振興という名のもと、漁業関係者の強い希望ででき上がったのでございますが、全くと言っていいほど利用されず、荒れ果てたままで残念でなりません。フィッシャーマンズワーフは漁協が撤退して半年近くになろうとしています。今までの疑問点や事後評価といいますか、何点か聞かせていただきたいと思います。

和歌山南漁協は、湯崎の施設のお金等は湯崎の組合員でつくった株式会社フィッシャーマンの責任で漁協側は一切責任を負わないと、そういうことを施設設立時に漁業組合員に説明したということで、私もこれを議会で質問したんですが、町の答弁は一切関知していないというか、知らないということでした。

平成２６年６月の議会で、テナントが入っているのではないかという質問に対しても、指定管理者の和歌山南漁協が６つの部門全て直営事業をし、漁協の総務部Ｙ氏、鮮魚部Ｐ氏、レストラン部Ｙ氏には、金銭的な責任はないとしております。しかしながら、半年前の３月議会での初期投資町負担金２，２３０万は町から株式会社フィッシャーマンに振り込んだとあります。そういうお答えでした。

そこで、質問をいたします。この３月の初期投資費用負担金を指定管理者の漁協に振り込まず、株式会社に振り込んだのは、漁協側はお金のことで責任を負わないと知った上でのことではないかと思います。今までもそうですが、町は指定管理者である漁協と話をせず、漁協と株式会社フィッシャーマンの関係は別にして、町は株式会社との管理契約を結んでおりません。漁協に振り込むのは当然ではないかと思いますが、この点をお聞かせ願いたいと思います。

○議　　長

１１番南君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

ご質問の負担金につきましては、和歌山南漁業協同組合と株式会社フィッシャーマンと町との三者間で契約をさせていただきまして、相手側との意向により、株式会社フィッシャーマン名義の口座に払い込んだということでございます。なぜ株式会社フィッシャーマン名義の口座になったかにつきましては、和歌山南漁業協同組合と株式会社フィッシャーマンとの協議により株式会社フィッシャーマンの名義の口座に振り込むことにしたと推察してございます。

当然、何でそしたら三者の契約というふうなことでございますが、こちらのほうは本来指定管理者である和歌山南漁業協同組合と契約すれば事は成り立つということなんですが、指定管理者側で運営を担当し、これらのことを実際株式会社フィッシャーマンが負担していたというふうなことでございますので、三者で契約したほうが町としてもこの負担金に関することが明確にわかりますし、組織内での約束事も把握できますので、これら三者と契約をさせていただいて、取り扱いに間違いがないようにというふうなことで取り扱いをさせていただいたものでございます。

以上です。

○議　　長

１１番　　南君（登壇）

○１１　　番

町と漁業組合とは管理契約を結んでいる、それは事実ですわね。町と株式会社フィッシャーマンとは正式な契約というか、何かあるんですか。いわゆる漁協と株式会社フィッシャーマンの関係はこれ漁協の内部のことなんですね。でも、町と株式会社フィッシャーマン、これ振り込んだという、そういう何かの町とフィッシャーマンの契約というのは何かございますか。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

当時は直接の契約というのはございません。

○議　　長

１１番　　南君（登壇）

○１１　　番

いや、だから、直接契約ないのになぜ株式会社へ振り込んだのかということなんですよ。これ何とも思っていないですか。あくまでも、やっぱり契約は、漁協へ振り込んで漁協からフィッシャーマンへ行くとか、株式会社へ行くというのはわかりますよ。理解できないことはないですけども、契約していない株式会社になぜ町が振り込んだかと、それをもう一度聞かせいただきたいと思います。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

契約をしていない株式会社フィッシャーマンということになりますが、株式会社フィッシャーマンさんは漁業協同組合の準組合員というふうなことで、私どもの指定管理の相手方の

一員であるというふうに理解して、これまでも取り組んでまいりましたし、そのような説明もさせてきていただいてございます。

ただ今回、先ほども私も申し上げたように本来であったら和歌山南漁業協同組合さんと二者間で契約させていただいたというふうなことで、これで、私どもの都合としてはもう十分成り立つんですが、ただ、そしたら和歌山南漁業協同組合さんと株式会社フィッシャーマンさんとはこの備品の取り扱いについて、今回の負担金について、まだそこでも契約書なり覚書なり何なりでちゃんとした組織内の約束等をしていただく必要がございます。そしたら、これまでの私どもの反省点としましては、例えば業務委託をするなり何なりするにいたしましても、役場のほうは相手方のことなので、向こうでちゃんとしてくださいよというふうなことで放りっ放しにしていて、町のほうは中身をつかんでなく、ここの議会の場でも十分な説明もできなかったことも何回もあったと思います。

今回は、やはりそのような反省も踏まえまして、それだったらもういっそ１つの契約の中でわかるように町も三者でやっておいたほうがわかるでしょうと、それでそのようなご提案もさせていただき、三者で契約をさせていただいた。その中では本来でしたら、和歌山南協同組合に行って、株式会社フィッシャーマンに行ったらええんと違うかというふうな、このような議論になるんですけど、そのあたりはもう後は任せて、株式会社フィッシャーマンに振り込んでくれよというふうなことで、向こう側からはそのような意向で来たと。ここは相手方、あくまで推察になりますから、私どもの推察ではそのようになっているんではないだろうかというふうに思ってございます。

○議　　長

１１番　　南君（登壇）

○１１　　番

それでは、先ほど言いましたように、漁協はお金のほうは責任を持たない、湯崎の株式会社フィッシャーマンのほうに全て責任があるという、これが証明されるわけですね。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

議員さんも当初のほうに組合員さんに聞いたら、お金は全て湯崎の人たちがというようなことも先ほども言われたと思うんですけど、この解釈にはいろいろあると思うんです。私どももそこでそのお話を実際に聞いて、確かに、どういった意向でその方々がそのような発言をされたのか、組合は関知しないというようなことを発言されたのか、そこは私どもはわかりません。ただ、私どもは、やはり相手方が、和歌山南漁業協同組合が相手ということになってまいりますので、和歌山協同組合の中で株式会社フィッシャーマンが担当というふうなこともお聞きをしてございますので、その中身まではその組合員さんは関知しない。組合自体も運営自体はもう担当者に任せているというふうなことで、そのようなことを言うたんではないだろう。ただ、これもあくまで推察でございますので、このようなことで思ってございます。

○議　　長

１１番　　南君（登壇）

○１１　　番

結局、ややこしなってくるのは、漁協と話しせんと株式会社フィッシャーマンと話ししているさかい、ややこしくなってくるんですよ。あくまでも町は漁協と話をして、あとはもう漁協と株式会社との間はいろんな話でもええと思うんですけれども、なぜ漁協を飛び越えて、いわゆるトンネルですわね。世間では湯崎施設に関しては、漁協トンネルと違うのかというようなことも言われていますけれども、まさしくそういう感じではないんですか。その点はどうですか。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

こんなことを言いますと、私どもが怒られるかもわかりませんが、実際には和歌山南漁業協同組合さんとは２年少しの指定管理をさせていただいて、組合のほうに行っても細かな部分が、やっぱり現場のほうでないとわからないとか、いろんなことがございました。それで、実際トンネルというふうなことは私どもから申し上げられることではないとは思うんですが、ただ、私どもとしましても、今回の指定管理の更新に当たってはその辺の部分ということも感じてございました。それは逆に言いますと、和歌山南漁業協同組合さんがこちらのほうに来たというのも、やはり要は現場との町との間に入ってというふうなこともややこしかったん違うかなというふうに思ってございます。それで、お互いのそういったことも踏まえまして、今回は直接フィッシャーマンとやってくれよというふうなことの意向も示されたと思いますし、私どももそれのほうが実際やりやすいんと違うかなというふうなことで、株式会社フィッシャーマンのほうと直接指定管理者にさせていただいたような経過もございます。

ただ、これまでの部分というのは、議員さんからおっしゃっていただいたようなことの指摘というのもある程度は理解できるんですけど、あくまで相手方の中身の話なので、私どもがどうのこうのと言うことではないかというふうに思ってございます。

○議　　長

１１番　　南君（登壇）

○１１　　番

非常に難しいというんですか、ちょっと私も質問の点がわからんようになってきて、結局、私が今まで言っているのはこの新年度から、この４月から以降じゃなしに、漁協との管理していた３月３１日までの話をしていますので、新年度の話をしていないので、その点、了解の上答弁願いたいと思います。

決算や数字の資料は湯崎の人たちでつくる株式会社の数字じゃなく、漁協の数字だと、そういう説明を今まで受けてきております。例えば、広場の駐車場警備の５００万円は漁協に支払っているのに、施設の漁協の決算には出ていないと思うんですけれども、それともう１つ喫茶やダイビングの売り上げも出ていない、これはなぜなのか、回答を願いたいと思います。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

そこの部分は、漁業協同組合さんの中の決算上のことでございますので、私どもがどうのこうのというふうなことでないと思ってございます。ただ、私どものほうもそのような費用

の関係、今回の負担金については三者の確認の上、株式会社フィッシャーマンのほうにお金を入れさせていただきましたが、その他の部分については、やはり和歌山南漁業協同組合さんのほうの口座に振り込みさせていただいて、その中で適切な処理をしていただいたということで理解してございます。

○議　　長

１１番　　南君（登壇）

○１１　　番

ちょっと回答に喫茶とかダイビングとかのと、私が今言ったのは、決算が漁協の決算やというて、漁協に５００万円のお金を振り込んでいるのに載っていないということですよ。そこがなぜ、そうしたら、漁協の数字やというのに載っていないんですか。その点を聞いているんです。あわせてご答弁を願いたいと思います。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

それについては、漁協内の話でございますので、私どもがお答えすべきものではないかなと思ってございます。

○議　　長

１１番　　南君（登壇）

○１１　　番

あなた方はこの数字は漁協のやと我々に説明しているんですよ、決算は。だから、それは載っていないと私は言っているんです。おかしいことないですか。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

一番最初のほうにおっしゃっていただいたその漁協の決算やからというあたりの部分は、どのような説明を私はさせていただいたんでしょうか。

○議　　長

１１番　　南君（登壇）

○１１　　番

逆質問になってくると思うんですけど、結局、決算書は２つ出ておって、ちょっと我々は全協のときに聞いたことがあるんですよ。これ、どっちが本当なんて。これ漁協の数字なのか、株式会社の数字なのかと。いや、これは漁協の数字ですというて、その数字の中に５００万円振り込んでいるのに５００万円の決算に出ていないということを言っているんです。そういう説明していましたよ。数字は漁協の数字で町は決算書に出ているということで言っているので、５００万円は入れているのに決算書に出ていないというんです。それを言っているんです。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

それというのは、漁協の決算書か何かを私どもが議会のほうに提出させていただいて、こ

れは漁協の数字というふうなことを申し上げたんでしょうか。

○議　　長

１１番　　南君（登壇）

○１１　　番

重ねますけども、これ振り込んだのは漁協へ振り込んでいるんですね。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

はい。

○議　　長

１１番　　南君（登壇）

○１１　　番

漁協の決算の、いわゆるフィッシャーマンの施設で、漁協の決算にそれが出ていないということやったんでしょう。出ていますか。株式会社フィッシャーマンのほうには出ているかどうか知りませんけども、これは我々に対しては漁協の決算やと出てきたその５００万円が載っていないんですよ。多分、そのままフィッシャーマンに行っておると思うんですけど、漁協の数字やったら載るはずでしょう。そのことを聞いているんです。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

その辺の数字の載せ方については、多分指定管理料も同じような指摘を今までもいただいていたかなと思うんですが、漁協さんの決算書に出すか出さないかという判断のもとでやられると思ってございますので、そこは私どもも何ともかんとも言えないかなと。

○議　　長

１１番　　南君（登壇）

○１１　　番

きのうからどうも納得いかん返事が多いんですけども、あくまでも、ちょっとくどいようですけども、漁協の数字やと、その数字が５００万円、なぜ出ていないんだということを聞きやるんですよ。それがどこや行ってるかわからん数字だというのは、これ決算書なんですか、これ。

○議　　長

休憩します。

（休憩　１０　時　５８　分　　再開　１１　時　０５　分）

○議　　長

再開します。

再度、答弁求めます。

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

私どもも組合の決算書に載っていないん違うのかというふうなことの指摘はいただいてございます。それで、実際決算書のほうをきっちり確認したわけではございませんが、通帳の

ほうを確認させていただいて、それで出ていったという、当然これフィッシャーマンのほうにやってもうてるから、そっちへは払うんやろうというふうなことも確認はさせていただきました。

○議　　長

１１番　　南君（登壇）

○１１　　番

答弁漏れです。喫茶とかダイビングの売り上げが載っていないというのは、これはどういう意味ですかと、前に聞いたことあるんですけれども、全て直営やと言いやった割には載っていない。途中で変わったのかどうか、聞かせていただきたいと思います。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

そのあたりは指定管理者の業務のほうの範疇の部分になってまいりますので、漁協から直接委託しているとかそういう、漁協というのは株式会社フィッシャーマンのほうから委託してございますので、株式会社フィッシャーマンのその他収益なり何なりのところに入っているということでご理解をお願いします。

○議　　長

１１番　　南君（登壇）

○１１　　番

いや、理解できんさかい言いやんね。直営やと言いやったんですよ。全ては直営です、漁業の直営です、喫茶も何もかも直営ですと。去年やったですか、喫茶は売り上げの何％をいただいてあるとか、そんなふうに話は変わっていますわね。それは事実でしょう。だから、初め喫茶にしてもダイビングにしても全て漁協の直営やと答弁しながらなぜ変わっているんだということなんです。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

直営という解釈が私どもの解釈と議員さん方の解釈がちょっと違うのかなというふうに思ってございます。喫茶コーナーについては、まず実際従業員を雇って、それでそこの従業員がやるというのが、これでなければ直営でないのかというふうなことの部分になってくるんだろうと思うんですけど、私どもはその業務として直営でやっていて、その業務の一部を委託するというのもこれも直営であるというふうな解釈でございますので、そういったことで直営でございます。

それで、喫茶コーナーにつきましては、当初から業務委託の形をとってまいりましたし、海洋体験室につきましては、平成２６年５月だったか６月だったか、年度途中です。そのあたりから、こういった業務委託というふうな形に変えさせていただいたというふうなことでございます。

○議　　長

１１番　　南君（登壇）

○１１　　番

これもまた、見解の相違やと思います。余りにも我々が考えているのと町当局との考えにずれがあり過ぎと思います。私は普通に直営と言ったら直営かなと思うし、テナントやったらテナントで、それはそれでいいんですけども、直営と言いながらテナントになったり、答弁が変わっていることに対して私は疑義を申し上げている次第でございます。

そうしたら、次、名義のことでお聞きしたいと思います。今まで下水道料金が町負担になったり、あるいはまた電気代の負担もございました。温泉代も半額だったり、全額免除もございました。

そこで、お聞きしたいと思います。下水道料金を負担する場合は、水道料金も基本になってきますので、電気、水道、下水、温泉の施設の使用名義人は誰なのか、お答えを願いたいと思います。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

まず、水道、下水道、こちらのほうの名義人については、電気代もそうなんですけど、いずれも施設名でありますフィッシャーマンズワーフ白浜という名義で契約のほうをしてございます。それから、温泉使用料、こちらのほうは、これ町の施設なので、特に名義というふうなことの申請をしているわけではなく、あくまで町のものでございます。それで、水道、下水道、これも町の会計なので、そしたら温泉とどういうように違うのかというようなことになると思うんですけど、水道、下水道はそれぞれ企業会計になってございますので、当然そこに申請をして、開栓をする必要がございますので、その名義はフィッシャーマンズワーフ白浜という名義でさせていただいているものでございます。

○議　　長

１１番　　南君（登壇）

○１１　　番

要は、もっと明確に、これ町の施設やさかい、フィッシャーマンの名前になっている。これ結局、町の名義なんですね、使用も。そうなんですか。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

はい、町の名義です。

○議　　長

１１番　　南君（登壇）

○１１　　番

町の名義、ちょっとほんまにびっくりしています。私は株式会社がひょっとしたら名義になっているので、なぜ指定管理の漁業組合ではないのかと、こういう質問をしようと思っていたんですけど、全然違います。ちょっと質問の観点を変えたいと思います。

そしたら、町長も電気代が払えんとかなったら困るさかいといって、３月の全協のときに１，２００万円、これ供給停止されたら困るということで、電気代を町がもつということで、これ初めから町の名義やったら、町の責任でこれお金払わんなんでしょう。フィッシャーマンがたとえお金をくれなかっても、これ町の名義やったら、町が責任を持たんなんでしょう。

それ１点と、もう１つは、例えば電気代は恐らく自動引き落としになるのか、そうなると。そしたら、何日までに向こうからいただかんなんですわね、町の名義であれば。水道にしても下水にしても、これ向こうから町名義のほうへどういうふうな感じで振り込んでいるというんですか、その点をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

まず、電気代、こういったものの負担というのは、これ町の名義であろうが、どちらの名義であろうが、この施設を運営していくのに要ってまいる必要経費でございます。それで、その必要経費につきましては、年度協定、それから基本協定、このような協定の中で光熱費は指定管理者が支払うとか温泉使用料はどこのとか、こういったものを決めて支払うということになっています。

それで、確かに相手方、契約された、例えば関西電力さんが相手としましては、関西電力さんからしたら、当然名義が白浜町であったら、白浜町から当然いただくということになるんですが、そのもとのお金を出すのがどちらかというふうなのは協定の中でしてございます。

それで、実際平成２７年度については、結局、納付書自体がフィッシャーマンズワーフ白浜という名前で届きますから、この納付書を相手方に渡して、これで支払っておいてくださいよという取り扱いでございます。一番最初の、例えば電気代は半額やった２５年度、このあたりについては町のほうから全額予算計上させていただいて支払い、それで半額分をフィッシャーマンズワーフのほうに請求をさせていただいて、町のほうに入れていただいていたと、このようなやり方をしてございました。

○議　　長

１１番　　南君（登壇）

○１１　　番

施設が町のものであれ、名義が町というのはおかしい。使っているのは普通、テナントに入ったとしたら、電気代や何かは名前簡単ですよ、変えられるのは。いついつから使いますので、私の名前にしてください。水道もそうですよ。なぜこういうややこしい、町の名義のままで放っておく。あくまでも運営者が漁協になるのか、漁協の名前か、ちょっと株式会社というのはおかしいですけども、やっぱりその使っている人の名前になるのがこれ当然じゃないですか。何でこんなややこしいことをしているんですか。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

私は南議員さんの言われるあたりが逆に理解ができなくて、町の施設でございますので、当然町が主体的に契約をして、ただお約束の中で相手方が全額ということだったら、それは相手方にやっていただいてもいいんですが、やはり基本は町有施設であるという前提のもとで町が全て契約して、その負担割合を決めて相手方に支払っていただいていたと。

○議　　長

１１番　　南君（登壇）

○１１　　番

そうしたら、リヴァージュとか椿のはなの湯というのも町の名義になって、電気代も、例えばリヴァージュにしてもあれ町有施設でしょう。同じような感じでやっているんですか。ちょっと相手が別の課になってくるかもわかりませんけども。おかしいん違いますか。

○議　　長

番外　　日置川事務所長　田井君

○番　　外（日置川事務所長）

指定管理ということでやっていますので、相手方の支払いになっております。

○議　　長

１１番　　南君（登壇）

○１１　　番

相手方ということは名義がもう向こうになっているということですね。リヴァージュの場合は電気代にしても何にしても、町の施設ですけども、電気のメーターの、いわゆる名義人は指定管理の三菱の会社になっているんですね。やったら、ちょっと今のフィッシャーマンのほうと同じ町の施設でありながら、考えが違うというのはおかしいん違いますか。

○議　　長

番外　　観光課長　愛須君

○番　　外（観光課長）

リヴァージュ・スパについては、今、先ほど農林事務所長が答弁したような形の協定書の中で電気は後々にこの部分を払う、水道も支払ってくださいということではなく、リヴァージュが指定管理者に決まった相手の平成１８年６月でもう名義を全て変更したと記憶しております。名義はそのときに変更しなければ、所長が答弁したような協定書の中で案分して支払うという方法もあったと思いますが、当初に電気、水道等の名義を変更して、直接指定管理との契約になったというふうに記憶しております。

○議　　長

１１番　　南君（登壇）

○１１　　番

だから、町の施設であるのに、恐らくフィッシャーマンだけと違いますか、こういう名義の仕方というのは。本来の姿に戻すべきだと思います。やっぱり、電気にしても水道においても今回株式会社フィッシャーマンが受けたのであれば、名義も全て使用者の名義を株式会社フィッシャーマンのほうにすべきだと、町から離れるべきだと思うんですけども、そういうお考えはございませんか。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

いずれも町の名義ということを先ほどちょっと申し上げて、これは温泉使用料は当然町の名義でずっと来ていたわけなんですけど、もう少し私のほうから説明すればよかったどうかわかりませんが、水道、下水道、こちらのほうの名義については、当然フィッシャーマンズワーフ白浜という、白浜町という名義ではなしにフィッシャーマンズワーフ白浜なんです。それで、この申請者でございますが、これは当時の申請者である和歌山南漁業協同組合さんの申請で水道、下水道はやってございます。それで電気については、先ほども申し上げまし

たように当初の部分で町のほうの予算で計上して、町のほうが払っているというふうなこともございましたので、こちらのほうは同じ白浜町、フィッシャーマンズワーフ白浜という名義なんですけど、町長のほうは申請をしたということでございます。

これを切りかえていくというのもやぶさかではないんですが、契約期間、例えば電気とかだったら、契約期間の関係等もございますので、今すぐできるのかどうかあたりはちょっと研究させていただきたいと思っております。

○議　　長

１１番　　南君（登壇）

○１１　　番

そんな電気の名前を変えることはあしたでも変えられますよ。私もあるところで、ある団体というんですか、変えたいといって、その日に言うたら、その日に来てくれますよ。それで、もうきょうで終わりですと言うていたら、メーターを見に行きますよ。それで、その分の請求書を切って、何にも難しいことないんですよ。

この件はちょっと納得いかんですけども、早急に変えるものは変えていただきたいと思います。そしたら、先ほども言いましたけども、町長は電気代が払えなんだら切られる、供給停止になるおそれがあるから電気代を払うというか、こういう、先ほど言いましたように、責任は町の名義やったら町になってきますね。それを重ねてお聞きしたい。だから、停止される場合があるとすれば、町が責任を持ってそれを払わざるを得ないということですね。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

とめられないようにしようとすれば、最終そのようなことになるのかなと思います。当然、関西電力さんはこのフィッシャーマンズワーフ白浜の申請者が白浜町、町長名で申請してございますので、こちらのほうにということになります。

ただ、やはり施設管理運営をずっと続けていく中で、フィッシャーマンズワーフ白浜に負担をしていただくということでお約束をしているものでございますから、当面、フィッシャーマンズワーフさんに支払っていただくと。それで、当然その支払いをしていく中で、資金繰りの分とか、いろんな経過があると思いますけど、電気を支払わないということになったら、たちまちとめられてしまうというふうなことです。

ただ、最終的にそれなら供給してとめられないようになる場合、それをどうするんだというのは当然指定管理者側と私どもとで協議をして、そうしたら町のほうは予算がないよというようなことだったら、例えば予算計上してでもどうにかして施設を維持していくというのも１つの方法でありますが、それはその時点にならないと何ともかんとも言えませんので、今の時点では負担のほうは指定管理者側に支払っていただくというルールでございましたので、当然その支払いができないとたちまちとめられてしまうというふうなことで電気はとめられてしまうということを申し上げてきたものでございます。

○議　　長

１１番　　南君（登壇）

○１１　　番

私が言っているのは、もっと明瞭にというんですか、何にもややこしいことないですよ。

ぽっと名前を変えるだけで町がタッチすることないでしょう。それをややこしいようにして、何か湯崎の施設に関しては本当にややこして仕方ないですわ。わかりませんわ、数字が出てきても何しても。聞けば聞くほど何か疑問点が出てきます。

次に移ります。平成２７年度予算でフィッシャーマン関係と思われる地域活性化実行委員会、これは海産物の魅力を発信するイベントの開催等でございますが、そこへ３００万円助成されているが、これは振り込み先はどこでしょうか。

また、国の地方創生加速化交付金の南紀水産ブランド化の促進事業費３，３００万円も多分そうだと思うし、田辺周辺広域圏組合でも助成されていると思います。２７年度で施設の維持修繕費は別にして、公的な補助金、助成金はどれくらいの、２７年度ですよ、２７年度はどれくらいの金額が出されているか、助成金が出されているか、ご答弁願いたいと思います。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

フィッシャーマンズワーフ白浜に直接というふうなものが全てではないんですが、一くくりで、まず地域生活緊急支援のための交付金３００万円のほうでございますが、これは白浜地場海産物等の販売促進事業としまして、和歌山南漁業協同組合へ２７０万円、それから南紀白浜漁業振興施設地域活性化実行委員会へ３０万円を交付してございます。

この用途でございますが、まず和歌山南漁業協同組合の用途は、やはりほぼフィッシャーマンズワーフで白浜で行われたイベントに出しているものが多いんですが、こちらのほうのケンケン鰹祭りとか、開業記念祭り、夏季の売り出し、秋の水産祭り、伊勢海老祭り、年末大売り出しと、ここに出させていただいてございます。

それから、あとは瀬戸漁港でも朝市祭り、こういったものが開催されておりますので、こちらのほうにも出させていただきまして、その地場海産物の割引販売を行ってございまして、漁価の約４割で販売をしておりますので、その４割の穴埋め分ということでしてございます。

それから次に、南紀白浜漁業振興施設地域活性化実行委員会の３０万円につきましては、フィッシャーマンズワーフ白浜で実行委員会が開催した海の日祭りとか……。

はい、３０万円。さっきのが、２７０万円が漁協です。それで、実行委員会の３０万につきましては、フィッシャーマンズ白浜で実行委員会が開催した海の日祭りと秋のお魚祭りのイベントの補助金でございます。

それから、田辺周辺広域市町村圏組合、これも南紀白浜漁業振興施設地域活性化実行委員会が春に開催しました南紀白浜ケンケン鰹祭り、こちらのほうのイベントに補助金として５０万円の助成金をいただいたものでございます。

なお、このケンケン鰹祭りのほうには町からも漁業振興助成金として５０万円、観光振興事業の補助金として２５万円を支出してございます。

あと、３，３００万円の加速化交付金の件でございますが、こちらのほうは昨日の古久保議員さんとの説明の中ともちょっと一部重複してくるわけなんですけど、まずこちらは目的が近年の漁価の低迷とか燃料高騰、こういったものによりコストが上昇して漁業関係者の所得が低下して、いろいろこういったことで漁業の所得とか雇用を確保していくためには水産資源を生かした６次産業化の推進が求められており、当町でも２５年７月からこのフィッシ

ャーマンズワーフ白浜による取り組みを進めてきたというふうなことでございますが、そこで、この加速化交付金というのが出てまいりましたので、南紀の水産ブランド化を図り、漁業振興施設の拠点として、その流通を促進されるため、民間事業者、金融機関、それから行政、そのような関係者が一体となって、この加速化交付金というのは違う部分の連携が必要でございますので、漁業部門、それから観光振興部門、この２つの政策が連携した取り組みということで、国内外への販売促進とか、将来の輸出に向けての基盤整備、漁業振興施設の自立化、こういったものの組織的な取り組みをするために行っているものでございます。

それで、事業費が３，３５０万円、町のほうで予算をいただいておるのがそうだったと思うんですが、加速化交付金でいただけたのがそのうち３，３００万円でございます。それで、この３，３００万円の使い道でございますが、現在、先ほど申し上げました……。

○１１　　番

ちょっとごめん。議長、よろしいですか。

○議　　長

１１番　　南君（登壇）

○１１　　番

私は何もその内容を聞いていると違うんです。２７年度の公的な補助金は幾ら出ているんですかという、内容まで踏み込んでないので、要はフィッシャーマン関係で、先ほど言いましたような地域活性化実行委員会とか加速化交付金とか、広域圏で、要は合計２７年度でどのぐらいの助成がされているか、修繕費をのけて合計どれくらいかと聞いているんです。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

まず、丁寧な説明をさせていただいているというのは直接株式会社フィッシャーマンに交付している補助金というのはないんです。全てそのイベントなり何なりをそこを核として行っている中で出している費用でございますので、ちょっと細かなあたりまで説明させていただいた次第でございます。

○議　　長

１１番　　南君（登壇）

○１１　　番

そうしたら、金額はどれだけ出ているかというのは言いにくいと違いますか、全体的なふわっというのか、イベント等は全てフィッシャーマンと違うさかいに出しにくいという、そういうことですか。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

その辺については出しにくいというか、その補助金自体が株式会社フィッシャーマンのほうにいっているということじゃなしに、フィッシャーマンを核としたいろんな事業の中に使っているということでございますので、ちょっとご質問の部分ではお答えは、やはりしにくいということなるかなと思ってございます。

○議　　長

１１番　　南君（登壇）

○１１　　番

町の甘い認識の中で結果的に協力をいただいています指定管理者に費用的な負担をかけるということはあってはならないと思いますので、必要ならば指定管理料の値上げもと以前答えておりました。これはこういうふうにはなっていませんけども、運営者には負担をかけられない、負担は町民負担で一般会計から繰り入れる、一般会計から繰り入れるということは、町民負担と、そういうことですね。

そして、決算書も町としては、相手の同意を得た上でなければ公開できないとありますけども、公開したほうが私は効率的に仕事ができるし、みんなが見てくれれば無駄の発見にもつながってきます。透明化すれば無駄のありか、その金額もはっきりすると思いますし、要は役所というんですか、言うたら悪いですけども、逃げるな、隠すな、うそつくな、これは本当に大事なことなんですよ。これを肝に銘じて、やっぱり何でも補助金は、特に出ているところは透明化していただきたいと思います。

そして、町と指定管理者との信頼関係が常々大切だと、こういうふうに当局側がおっしゃっていますけども、これは町と指定管理者の間の信頼関係、これは重要なのは十分理解もできますけども、町とこの町民との信頼関係が何も公開もせなんだら崩れてくると思うんですけども。そういうことをどのようにお考えなのか、公開の原則をどのようにお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

これまで確かに決算の状況、そういったものを公開しないで来たというのは確かにそのとおりでございます。ただ、その理由といたしましては、やはり情報公開条例に基づく、その公開をすることによってさまざまな町の、今回であったら、フィッシャーマンズワーフ白浜の運営、こちらのほうの事業に悪い影響を及ぼすことが多いというふうなことの場合はそれに配慮して公開をしなかったというふうなことで、実際１年目のときにここの議場で金額がある程度ぽっと出てしまって、それでその後の金融機関なり何なりがどんな実情だったのかというふうなことで後の資金繰りが非常にしにくくなったというふうなことも実際現場ではございました。それで、私ども２年目につきましても、一定の赤字が出てまいりましたので、そういったことで数字を表に出さずに、ただ指定管理の更新に当たっては、皆様方にこういった状況ですというのを出させていただいて、状況も説明させていただきましたので。

それで、例えば今、私がきのうも少し申し上げましたように２７年度になってきたら、これが今、黒字になってきているわけでございます。そしたら、逆に、今、議員さんがおっしゃっていただいたようにそれをオープンにすることによって、町民の信頼も出てくるというふうなこともございますので、私は今のこの時点では、やはりいつまでもこれをただひた隠しにするというふうな必要はないんであろうというふうに思ってございます。

ただ、相手方に今まで、やはり公開するんやったら話をしてというふうな口約束を一番最初のときにちょっとしているというふうなことも伺ってございますので、私は、これは今の時点でいうたら、逆にオープンにすることによって、やっぱり町民の方々の信頼もいただけるんかなというふうなこともございますので、例えば情報公開なりが来ましたら、それは指

定管理者側のほうにもその旨を説明させていただき、出せるものであったら出してまいりたいというふうに考えてございます。

○議　　長

１１番　　南君（登壇）

○１１　　番

指定管理者に、赤字だったら悪い影響が出るので公開しない。公開せなんだら、町民の皆さんとは本当に、逆に町民の皆さんとの間に悪影響が出てくるん違うんですか。補助金を出しているのに使い道がわからんように決算が出てこない、公開しないというのはおかしいと思いますよ。これは決算がどうであれ、公開すべきだと思います。

そして、もう１点、今、もろもろのことで口約束した、前のこともあります、古久保議員もおっしゃっていましたけど、駐車場の６割を向こうに渡すと、そういう口約束をしたとか相手方と約束事するというのは全て文書で残すべきやと。そうでなかったら、言うた言わんというのは問題が出てきますので、役所はあくまでも約束事というのは文書で交わすべきやと思うんですけども、その点どうですか。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

確かに文書で残しておくというのは、やはりお互いの誤解というのも一定生じませんし、そうしたものは必要かと思ってございます。

○議　　長

１１番　　南君（登壇）

○１１　　番

先ほど黒字になったからと言いますけども、私どものその黒字というのはちょっと町当局の考えている黒字と私どもの考えている黒字とちょっと違うので、その点は疑問に思います。

次に移ります。町当局は自治体施設の運営を任せるときには自治体が設備や備品を負担していることが多い、初期投資費用負担も赤字補塡でないと言っていますが、これはきのうの丸本議員の質問にもありますけど、私はもうこれは赤字補塡と思っていますし、この赤字補塡でないというのは詭弁だと、それは見解の相違ですけども、思っております。漁業関係者の生活向上のために、つまりもうけることがこの事業の目的なのです。初期投資費用負担や新しく備品設備等を購入し、協定にある無償貸与するというのであれば、私はもう納付金は８万円とか１０万円というのを数十万円以上に値上げし、維持管理費用全て運営者側で負担した上で黒字というのだったらわかりますけども、何もかも町が面倒を見て、黒字だ、黒字だと胸を張るというのはおかしいと思います。

フランチャイズ店で、例えばコンビニやとコンビニをやる場合に、やっぱりいろんな納付金の方法があると思います。自分の土地で自分が建物を建ててつくるのと、自分の土地で相手方というか、本部が建物をつくる、あるいはまた、本部が土地を借りたり、本部の土地で本部がつくる、この３通りはあると思うんですけど、みんなそれぞれ納付金が違ってくるんです。これ、当たり前なんですよ。町は無償貸与とか、いろいろしていますけども、根本的な８万円というのはこの３年間１つも変わってなかったでしょう。

このお隣の上富田の道の駅は備品や維持費は全て運営者側負担で、フィッシャーマン白浜

の建物より小さいのに月５０万円の家賃、すさみの道の駅も同じように家賃は売り上げの３％と聞いております。白浜とは全く違います。同じ商売でも、同じ商売というんですか、やっぱりもうけるためのやつで、道の駅ももうけるためのやつです。これは白浜付近の自治体に比べて考え方が根本的に違うと思うんですけども、考えを変えるつもりはございませんか。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

考えを変えるつもりというか、今、当然、指定管理の協定期間中でございますので、改めて今の条件を来年度から変えるとか再来年度から変える、そのようなつもりはございません。ただ、やはりそのときの臨機応変というふうなことが必要でございますので、今、議員さんが、例えばおっしゃっていた納付金をふやしていくとか、逆に言うたら、減らすというのはほぼ考えられないんですけど、ふやしていくとかいろんな負担を変えていくとか、こういったものは、やはりその施設、施設、それでそのケース・バイ・ケースによって、そのときの事情によって変わってくると思います。

私どもも、やはりあそこは漁業振興、それから漁業者の就労の場になるよう、その施設をつくらせていただいて、それで、とりあえず約３年が過ぎました。それで、その間いろんなことを模索しながら施設のほうを運営してまいったわけなんですけど、やはり今ある加速化交付金、こういったものとか、いろんなこういった町のイベントなり何なりもそこを核としてやっていくというふうなことの中で、もっともうけていただいて、それでそんなにもうかるんやったら、逆に言うたら、納付金もっとくださいというような交渉ができるような状況にしてまいりたいというようには考えてございます。

ですから、今のこれが固定ということではなしに、やはりその辺、私どもは臨機応変といいますか、町益になることに結びつくことについて進めてまいりたいと思ってございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議　　長

１１番　　南君（登壇）

○１１　　番

そもそもこの建設費というのは計画段階から家賃やその他の収入と建設コストが全く見合っていないですわね。一番の、やっぱり疑問と、原点に返ってみましたら、施設を建てるお金はあっても返済することを全く考えていない、こう言われても仕方がないと思います。売り上げを全て相手方で多額の維持修理費や返済が必要でも月８万円の納付金のみでは返済できるはずがありません。一般会計からの繰り入れで支払うというのは、先ほど言いましたように町民負担ということになってきます。税金を入れないと生き残れない企業、税金を使ってやっと黒字とかとんとんと胸が張れると、同じ黒字になってもこれで胸が張れるのかと、私はそうは思っておりません。利益が出ないことばかり続けていくと、地域の経済はいつまでたってもプラスにはなりません。足りなくなったら、さらに税金を投入せざるを得ません。人が集まったとか活性化したというのは、自立して黒字になってこそ初めて言える言葉だと思います。経営とは黒字を出して税金を払い、雇用を守る。赤字を出して税金を使い、雇用を守ってはだめだと思います。公共事業は採算に合わなくてもいい、これは許されません。

このようなことは、町はどのようにお考えですか。先ほどのことも関連しますけど、お聞かせ願いたいと思います。

○議　　長

番外　　町長　井澗君

○番　　外（町　　長）

議員から大変いろいろな貴重なご意見、また厳しいご指摘もいただいておりますけれども、やはりまたこの原点に立ち返っていただきたいんですけども、３年前のこの漁業振興施設、すなわちフィッシャーマンズワーフ白浜ができた当初の、我々白浜町として、町としての取り組みが一部後手後手に回ったり、いろんなことがありまして、想定外のこともございました。そういった中で、ようやくオープンをして、３年が経過したわけでございます。その施設の、これはもう言うまでもなく、漁業振興だけではなくて、そこを通じての地域の活性化につなげる白浜の観光の拠点となる施設でございます。そういう意味では、漁業者の就労の場としても大いに期待をしているところでございますし、当然そういう施設であったはずでございます。そういった意味でいえば、この観光白浜の町民のためにも、あるいはこの観光客のためにもこれは大きな役割を私は果たしておると、あるいはこれからも果たしていくんであろうというふうに思っております。

そういう意味で、これからは、やはり町民の皆様にご理解いただけるような努力ももちろん町としましては、最大限やっていかなければいけませんし、当然ここでいろんな情報につきましても、できる限り、オープンできるところの情報を適宜町民に対して、議会の皆様にもお示しをしていきたいというふうに思っております。

もちろん出せる部分と出せない部分がございますけれども、やはりここはもう一度原点に戻って、今のあり方といいますか、これは私どもも反省をするところはございますけれども、今後この施設を経営的にも安定をさせていくためにも、今までの累積的な赤字の部分もこれでカバーしていけるような、黒字経営に向けて今後町民全体として、この施設を何とか継続して、持続できるような取り組みを今後とも国や県の力もかりてやっていかなければいけないというふうに思っております。

もちろん町の今までの取り組みが甘かった部分というのは、これはもう再三再四お話をしておりますけれども、それ以上に今後は議会の皆様のご指導とか、あるいは町民の皆様からの厳しいご意見をいただきながら町全体として取り組んでいくべき課題だというふうに思っております。

いずれにしましても、今回いただいたいろんなご提言とかいうことを踏まえまして、今現在、先ほど農林水産課長から申し上げましたように、２７年度、そして２８年度も今、これから最終的な経営的な数字が出てくると思いますけれども、やはりこれを継続するための努力は私ども町当局だけではなくて、町民の皆様からもいろいろなご指導をいただきながら頑張っていかなければいけないというふうに思っております。甘いところは反省をし、そしてまた公開できるところは公表をして、今まで以上にこの経営の安定に努めてまいりたいというふうに思ってございます。

○議　　長

１１番　　南君（登壇）

○１１　　番

昨日の丸本議員の質問でちょっと私も理解しがたいところがあったんですけれども、もう一度確認させていただきたいと思います。

最初の初期投資負担金は赤字補填ではなく運営に対する補填だと常々町当局の皆さんが答えておりますけども、３月議会では負担金が赤字の補填であれば、第３条第３項に抵触すると思う。これは赤字補填でなく運営に関する負担と理解していると、こういうふうに答えられています。そして、仮に赤字補填ということになっても、予算議決された後、協定を変更して、当然それは協定の抵触ということはない。これは議員に制度の趣旨について説明しているということは赤字補填も可能で後の議決というか、協定が優先されるので、赤字補填ができると、議会の議決があれば赤字補填ができると、そのように解釈してよろしいんですね。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

赤字補填ということでございますが、当然協定のほうというのはきのうもご説明させていただいたように相手方との約束でございます。それでその中身を議会のほうに説明をさせていただいて、それで議決をいただいて、その後協定書を締結させていただくと。今度条件が変わって、例えばこれが赤字補填というふうなものの支出をするにしても、それが抵触する部分、例えば第３条第３項のほうに抵触するというふうなことであったら、その第３条第３項のほうの修正を議員の皆様にご説明させていただき、予算を可決していただいて、その後、協定書を修正してその費用を支出する、こういった手続になりますので、そのような取り扱いということでご理解をお願いしたい。

○議　　長

１１番　　南君（登壇）

○１１　　番

ということは、議会の責任にもなってくるんですけど、議会議決をすれば赤字補填が可能で、その後協定書を変更すればできるということなんですね。私は卵が先か鶏が先かになってくるんですけど、赤字補填をしないというのが大前提だと思います。だから、その大前提を覆して、まず赤字補填というのは、仮の話ですけど、赤字補填というのを議題に出す自体が、やっぱり抵触する前に議決の前にそれを出してくること自体がおかしいと思うんですけども、その点どうですか。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

それはこの前の負担金ということでなしに、これからのことですね。当然、今の協定書もそうですが、そういった補填的なものを支出するというような項目はございません。ただ、そのようなことでお約束をさせていただいて、現在も運営しているんですが、どのようなケースが起こるかもわかりませんので、それはそのときに赤字補填になるのか、どういったことになるのか、やはり議員の皆様にもあの施設をどうしていくのかということあたりも含めてご相談をさせていただいて、結論を見るということになってまいりますので、その辺ご理解をお願いいたします。

○議　　長

１１番　　南君（登壇）

○１１　　番

端的に言いますと、要は議会議決があれば赤字補塡をしますよという、議会議決があればそれは有効だというふうに思ってよろしいんですね、今後の課題ですけども。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

そのようなご理解で結構かと思います。

○議　　長

１１番　　南君（登壇）

○１１　　番

ちょっとまた、これもきのうの古久保議員の質問なんですけども、台風被害で営業できなければ負担もあり得ると。この台風被害というのは建物の損壊とかぺちゃんこに潰れたとか、そんなんじゃなしに、要は営業できなかった、こういう何日間か、例えば夏なんかも今みたいに台風が幾つも来れば、可能性からすれば、建物が壊れなくても何日も営業できないということが多々あると思いますけれども、それを営業補償するというふうに私はとったんですけど、その点どうですか。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

非常に極端なパターンかと思うんですが、例えば地震とか台風で建物が壊れてしまう、例えば地震が起こって、それで地震後、施設が全く元気でも紀伊半島にお客さんが近づかないとか、そういった場合もあると思います。それとあと、逆に台風が起こってというのは、実際去年の２７年度、私はこれ黒字というふうなことを申し上げたんですけど、２７年度の７月というのは台風がずっと停滞したり、入れかわり立ちかわり起こったというふうなことの中で、かなり売り上げが落ち込みました。ただ、こういったものが７月、８月、９月、１０月、ずっと続いて起こったら、やはりその辺はどうにかしていかなければならないというふうな議論になってくるわけなんですけど、ただ例としては極めて考えにくい事例かと思いますので、通常はそのようなことはないというふうに思っております。

○議　　長

１１番　　南君（登壇）

○１１　　番

ちょっときのうの答弁だったので、確認したいんだけど、そしたら建物の損傷がなくても何らかの理由で売り上げが落ちた場合には補償もあり得るということですね、ここの施設に関しての営業補償というんですか。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

そのような格好になると思います。それで、それぞれ個々の場合については、やはり議員の皆様にもご相談をさせていただきながら進めてまいりたいと思ってございます。

○議　　長

１１番　　南君（登壇）

○１１　　番

ちょっと今、問題になっております自動車の製造会社というんですか、そこが燃費の問題ですね、実際よりも著しく優良なものであるとの誤解を招く表示をして大きな問題になっております。国の法令の趣旨に沿わない、不正とまで指摘されております。その会社は８種類の販売自粛を求められ、保有者には１台当たり３万円から１０万円の不正に関する賠償金を支払うと報道されております。エコカー減税で納税があれば責任を持って対応するとも伝えられております。違った説明をして売った商品は無効だとも言われております。

町も違った説明をして、議会議決をした例が幾つもあります。例えば、振興施設関係でも駐車場収入が２，０００万円以上ある、これは実質的には今も毎年数百万円の赤字が出ております。これは上げ下げ二千数百万円ですよ。こういう説明があって、議会議決をいろいろしているんですよ、開閉機とか、そんなんも含めての議決になってきますけども。

そして、いろんな例、ちょっと二、三、四、五、挙げさせていただきますけども、建物の設備を含むこの５億円、6億円のあの建物はこれ十分採算に乗るという、私の質問に対して、こういうふうに答え、今の担当者の方ではないですけども。しかしながら、十分に採算に乗ると言っても入ってくるお金がまるっきしないんです。あるいはまた、総事業費１２億５，０００万円に減らしたと、当時、最初のときに１８億円を２億５，０００万円に減らしたと、そういうことを言っていましたけど、結果的には今もう何やかやで２０億円近くになっております。

パラソルの購入でも、こんなん８５３万円だったですか、これを購入したら１万５，０００人がふえる、年間で６５０万円の収益が上がる、これはどうもまだ詳しいことは発表されていません。これもおかしいですね。実際なっていないと思います。

また、浮き桟橋に、これ私も聞いたんですけれども、最初浮き桟橋の維持費がかかるん違うかと言ったら、答えは余りかからない。数字は言っていませんので、２基でほぼ１億円ですね。１億円に対して余りかからないという意味なのか、私どもにとったら、台風の修繕、浮き桟橋の修繕とか、あの台風自体も白浜ではほとんど被害はなかったですよ。あそこだけだったんだと思います。その修繕費を含めて、今で言うたら、２，０００万円前後はかかっていると思います。維持費がほとんどかからないという。現実はそうなんですよ。２，０００万円前後はかかっています。

それで、当時、私も言いました。ワゴンゴンドラ２０台で１５０万円、これが３台で１６０万円かかったと。これ、なぜこんなことをしたんだと、あってはならんことと言っていましたよ。何の議会にも説明なし。これも町が非を認めているんですけども、私はこのときに軽四が２０台必要なのにもうええんや、３台でええんや、そのかわりベンツを買うたんやと。ベンツ３台買うたんやと、こういうことも言っていましたけども、非常に腑に落ちないことです。

また、広場の進入再工事費用６４４万円、これなぜ再工事、これ責任はどこになっていると聞いたこともあります。そのときにはまだ検討中で、責任はどこかわからない。再度聞いたときにはこれは町の責任であると、そういうふうに認めておりますけども、そうしたら、これどういうふうに責任をとるんですかね。

また、駐車場も白良浜の周辺の駐車場不足に対して、あの広場を充実させるんやと、そういう話もございましたし、フィッシャーマンの売り上げ予測も初年度から黒字やという、そういう話でございました。いろんなことを言って、議決をしていったわけですけれども、予算や工事計画が余りにもずさん過ぎますよ。

この議会議決、このようなことがあったら、これ私は無効だと言われても、不法なのかどうかわかりませんが、不適切なのは間違いないですよ。このようなことが幾つも重なっていますけれども、どのような責任というんですか、説明をしていただけるんですか。聞かせていただきたいと思います。

○議　　長

番外　　町長　井澗君

○番　　外（町　　長）

南議員から今まで町の対応といいますか、町の発言、あるいは今までの経緯をずっとお話しいただきました。大変厳しいご意見をいただいて、私どもとしましても、当初の見込みといいますか、このフィッシャーマンズワーフ白浜、漁業振興施設がオープンする前の段階、あるいはオープンしてからの取り組みにつきましても、やはり紆余曲折があったというふうには思っております。その中で先ほども申し上げましたように、町としましての反省は多々ございますけれども、この施設は何といってもオープンした後の経営的な部分で立て直しをしていかなければいけない。今後経営の安定化に向けていろいろな方々にご支援をいただきながら、ご協力をいただきながらこの施設をもっと活発に、活性化をして、どなたが見てもこの施設がうまくいっていると、あるいは白浜の町の観光の一つの大きな一翼を非常に担っているというふうなことに、やっぱり持っていきたいというふうに思います。

過去の３年間、あるいはそれまでのいろいろなやりとりというのはあったと思いますけれども、そこは、やはりしっかりと反省をした上で、今後皆様方のいろんな批評といいますか、ご意見をいただいた中で、非常に、私はこの際、もっと一緒になって考えていくような機会をもっと時間をかけてつくっていければなというふうに思っております。

今、南議員からいただいているご意見は町民の方々の恐らく代弁であろうというふうに思いますし、我々も町民の方々にも聞きますけれども、やはりまだまだ過去のやり方についても、非常に問題があったと、課題があったというふうなご指摘もいただいております。片やよかったと、これは、やはり湯崎の振興施設、湯崎の地域にとっても大変ありがたかったというふうなご意見とか、あるいは町民の方々、あるいは一部の方々の観光客の中にもこの施設をぜひもっと有効に活用してほしいというふうなご意見もいただいております。いろいろなご意見をいただく中で、総合的に、やっぱりこの施設をいかに有効活用していくのかということの視点は忘れてはならないと思いますし、議会の皆様も同じだと思います。

そういった意味では、町がどういうふうなことをこれからやっていけるのかと、やはり経営の安定化というのがまず前提でございますし、それが少しでもこの経営がもっともっとうまくいって黒字に転化していければ、その兆しが見えておりますけれども、それがなっていければ、例えば今後納付金にしましても少しアップをお願いするとか、そういったこともできますし、今後、やっぱりそういうものを指定管理者だけでなくて、町民の皆様方からの温かいご意見をいただきながら、これは国や県とも交えて、あるいは民間の方々のお力添えもいただきながらどうすればもっと効率よく経営ができるのか、安定した経営ができるのか、

黒字経営になっていけるのかということを真剣に考える時期に来ているのではないかなと、３年がたって、そういうふうに私も心強く、非常に強く思いますし、感じておりますので、今後とも皆様方のご指導をよろしくお願い申し上げる次第でございます。

パラソルにつきましても、やはり相乗効果というのが少し出てきております。これは長くなりますけれども、メリットというのはあったと思いますし、やはり８００万円以上の大金を使って、議決をいただいたわけですから、これからも有効に活用できると思いますし、そのほかの施設につきましても、３階のバーベキューコーナーにしましても、今、鋭意取り組んでおるところでございますし、まだまだ課題はございますし、いろいろと工夫、改善するところもございますけれども、創意工夫しながら、試行錯誤しながら、町民の皆様のご理解をいただけるように取り組んでまいりたいと思います。

○議　　長

１１番　　南君（登壇）

○１１　　番

何日か前だったと思うんですけど、新聞にこのような談話が、石破茂さん、前大臣の談話が地方創生のことで載っておりました。その中で「行政はやりっ放し、民間は官に頼りっ放し、市民は無関心、これでは地方創生は無理」と、こういうふうに述べられております。この言葉は、やっぱり我々にとっても教訓になる言葉だと思います。そしてまた、これは白浜のことを言っているんではありませんけども、全体的なことなんですけども、行政は失敗しても何の責任もとらず、これに学ぶ姿勢もない。自己評価、費用対効果の検証をしていない。私は今後の課題として、町当局の皆さんに取り組んでいただきたいと思います。

議長、済みません、ちょっと時間あんまりないと思うんですけど、次の合併１０年を迎えて行財政の効果という、この質問を予定していたんですけども、私の時間の配分のちょっと不手際で次回にさせていただきたいと思います。それでよろしいですか。

○議　　長

はい。

１１番　　南君（登壇）

○１１　　番

以上をもって、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議　　長

以上をもって、南君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩　１２　時　０２　分　　再開　１３　時　１５　分）

○議　　長

再開します。

諸報告を行います。

番外　　事務局長　泉君

○番　　外（事務局長）

諸報告を行います。

休憩中の議会運営委員会でご協議をいただきましたことをご報告し、ご了承をお願いします。

本日、議案第９１号から報告第１５号が提出されましたが、本日は資料配付にとどめることになりました。

議案第９１号から報告第１５号の決算認定につきましては、申し合わせにより、決算審査特別委員会を設置して審査を行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

本日、議会終了後に全員協議会、議員懇談会を開催しますので、よろしくお願いします。

以上で諸報告を終わります。

○議　　長

諸報告が終わりました。

引き続き、一般質問を行います。

６番水上君の一般質問を許可します。水上君の質問は一問一答形式です。まず、１点目の経済対策と消費喚起施策についての質問を許可します。

６番　　水上君（登壇）

○６　　番

水上でございます。それでは、議長のお許しをいただきました。一般質問をさせていただきます。

まず最初に、経済対策と消費喚起施策について、お尋ねしたいと思います。

平成２６年度末に年度末を控えた補正から昨年の緊急経済対策交付金事業について、地方創生先行型事業や消費喚起、生活支援型事業の地域における進捗と検証はいかがでしょうか。お尋ねします。

○議　　長

水上君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外　　町長　井澗君（登壇）

○番　　外（町　　長）

ただいま水上議員から経済対策と消費喚起施策に関する進捗と検証状況に関しまして、ご質問をいただきました。

議員ご承知のように、国においては平成２６年度より地方創生の取り組みか進められ、地方公共団体が実施する地域における消費喚起策やこれに直接効果を有する生活支援策、また地方版総合戦略の早期かつ有効な策定とこれに関する優良施策等の実施に対し、国が支援するものとして地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金が示されました。

当町におきましても、本交付金を活用し、地域消費型ではプレミアム商品券発行事業、プレミアム旅行券事業、ふるさと名物商品事業の３事業、生活支援型では子ども医療費助成事業の１事業、先行型では総合戦略策定事業、高野・熊野・白浜アクセスバス運行事業、国内海外プロモーション強化事業、ホームページ多言語化事業、民泊体験観光強化事業、アートプロジェクト事業、安心生活基盤構築事業の７つの事業を実施してきたところでございます。

各事業の取り組み結果に関しては、本年７月２８日に白浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略協議会において、それぞれの事業の検証と評価を行っていただいたところであります。評価結果につきましては、事業ごとに目標値を達成でき有効だったもの、余り実績が上がらなかったものもございますが、目標値の達成だけでは見えない課題や成果を検証することができ、それぞれの事業において一定の評価があったと考えておるところであります。

また、消費喚起策につきましては、地域外で消費される可能性があったものも地域内の取

り込めたと考えられ、消費流出の抑制、喚起につながったと考えているところであり、地域住民の皆様にもさまざまな形で波及されたのではないかと考えております。

○議　　長

６番　　水上君（登壇）

○６　　番

今、検証されたということですが、その中の１つをちょっとお尋ねしたいんです。地域消費喚起として生活支援型事業で、今、ご紹介ありましたけれども、プレミアム旅行券ですか、割引特典つき宿泊プランの商品化で、首都圏からの誘客をすると聞いていました。この時期、日本全国でこのような商品が出回っておりました。旅行エージェントタイアップ事業で事業委託し、予算２，５５０万円のうち県費が１，８００万円、そして町の負担７５０万円をかけました。この商品の成果実数というのはどうだったんでしょうか。取り上げて、お尋ねしたいと思います。

○議　　長

番外　　観光課長　愛須君

○番　　外（観光課長）

ただいま議員よりプレミアム旅行券事業についてのご質問をいただきました。議員ご承知のとおり、総額２，０００万円、そして旅行券分として１万７，０００円、そして地元クーポン券３，０００円掛ける１，０００セットを旅行会社を通じて売り出しのほうをしたところです。ご指摘にあったとおり、この事業は白浜町のみならず、全国各地の自治体のほうで取り組まれました。それは承知の上で、当町としましても、県内唯一の空港である南紀白浜空港を利用した旅行券の販売ということで、関西圏の方には申しわけなかったんですが、羽田からこちらに来る首都圏の方々を対象に飛行機のみ利用の場合にこのクーポン券を利用できるというシステムを加えたところです。おかげさまで１，０００本を売り出しまして、９９４本を売ることができ、ほぼ完売状況になったということになります。

以上です。

○議　　長

６番　　水上君（登壇）

○６　　番

今、報告を受けました。どうだったかなと思っておりましたけれども、ほぼ完売されたということで。このような委託事業というのは一過性で終わってしまう。そして、継続するのは予算が伴う。もちろん何もしないよりあらゆる仕掛けから誘客に結びつけたいんですが、委託事業の事業検証というのは、今回７月２８日にされましたということで、こういう検証結果も私たち議会のほうにも見せていただきたいんですけれども、今、観光ビジョン策定とか、それから、今、消費喚起であるとか、この策定事業に委託料というのが大きくかかっております。観光ビジョン策定事業でも策定事業委託料が６００万円、この地域生活緊急支援の場合も事業委託、そして策定委託という、その委託料が大きくかかっております。

これまでにも申し上げたことがあるんですが、やはり委託料でこの事業費をかける、そして事業を進めるというのも一案だとは思うんですけれども、前にも申しました、課内で、若い職員さんでたくさんのアイデアを持った方もいらっしゃいます。自分たちの町のことを一番よく知っている方々が事業提案して展開できたらもっといいのになといつも思います。

それから、この平成２７年度に生活者、事業者への支援や生活環境整備やエネルギーコスト対策、住宅市場活性化策、まち・ひと・しごとの創生、地域の産業振興などの経済の活性化、災害復旧、災害対応の強化、復興の加速化、安全、安心な社会の実現などの地方好循環拡大に向けた緊急経済対策の説明を受けてきました。国においての緊急経済対策やがんばる地域元気臨時交付金事業、きめ細やかな臨時交付金事業などで、給付金事業や道路改修整備、耐震化などが報告されてきましたが、続く２７年にも地方創生加速化交付金による事業提示があり、既に平成２８年度、今年度には官民協働でもう始動していると聞いておりますけれども、このまち・ひと・しごと事業の白浜町での進捗はいかがなんでしょうか、お尋ねします。

○議　　長

番外　　町長　井澗君

○番　　外（町　　長）

まち・ひと・しごとのこの事業につきましての進捗に関してでございますけれども、先ほども申し上げましたが、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業が完了しており、事業によっては引き続き取り組みを進めているところであります。

さらに、地方創生加速化交付金を活用した事業につきましては、総合戦略における観光、農林漁業、商工業の振興や地域産業の連携を達成するため、大きく２つの事業を実施しております。

１つ目としまして、温泉の町白浜観光推進事業、２つ目が南紀水産資源のブランド化した流通促進事業、この２事業につきまして、現在実施しているところであります。現在それぞれの事業においては官民が連携した実施協議会を立ち上げ、取り組みを進めております。事前調査や現状の整理、事業のプロモーションにかかる準備等を行っているところであります。

○議　　長

６番　　水上君（登壇）

○６　　番

国のイメージとしては、地方創生加速化交付金の活用について、まちづくりはコンパクトシティー、小さな拠点、町のにぎわいの創出を具体例として挙げています。白浜町としては、どのようなグランドデザインがあるのか、町長にお尋ねしたいと思います。

○議　　長

番外　　町長　井澗君

○番　　外（町　　長）

いろんな考え方が国のほうからも示されておりますし、コンパクトシティーというふうな考え方もございます。これはまだ取り組んではおりませんけれども、今後、例えば旧日置川町ではそういったコンパクトシティーのように取り組みができないものかということで、今、一部の方々からもご提案といいますか、ご提言をいただいておるのも事実でございます。しかしながら、まだこれから煮詰めていくには少し時間もかかると思いますし、どういったものができるのかということを町の中でもこれから検討してまいりたいというふうに思っております。

いずれにしましても、これは時間が、やはりそれほどあってないようなものでございますので、今の地方創生に乗りおくれないような、今後の白浜町の将来性を考えたときに、どう

いうまちづくりが一番良好なのかということをこのまち・ひと・しごと創生戦略の中で、まずは、基本目標の中にはこれは経済対策もございますけれども、人口減少にいかにしてこれから立ち向かっていくかと、人口減少に少しでも歯どめをかけるべく、やはり今現在進めております企業誘致もその１つでございます。

それから、若者が町にとどまって戻ってこられる環境の形成、これも目標に掲げております。その中で特に若者の定住促進、これは住宅の施策とか、あるいは雇用の確保、就労支援ですね。こういった雇用の促進を図ることが、やはり基本的な目標になるのではないかなというふうに思っております。若者移住、定住につきましても、住宅確保、あるいは新たな補助金の創設とか、こういったものも取り組みの一つでございますし、地域おこし協力推進事業、あるいは、今、空き家の実態調査をしておりますけれども、今年度中に完成すれば、その空き家の実態調査をもとに空き家の有効活用に向けた物件調査や活用制度の整備を進めていくこととしております。

今後、定住促進策を見据えた具体的な施策を進めていくに当たっては、やはり国の交付金を活用する、あるいは新たな施策を実施していくには、個別の事業ごとにこれからは地域再生法に基づく地域再生計画を策定していくことになります。その中で、いろいろとまだやらなければいけないことがあると思いますけれども、今考えられることは、今、私が申し上げたような、やはり基本目標として総合戦略の中で活用して、具体的に具体化していきたいというふうに思っております。

○議　　長

６番　　水上君（登壇）

○６　　番

先ほど町長の説明の中にもありました。しごとの創生では白浜町は温泉の町、白浜観光推進事業と南紀水産資源のブランド化などを挙げておりますし、その計画を見ると、どれも地域の特性を引き出す方策だと思います。計画の方向性を見ると交流人口の拡大、そして消費金額の増加、繁忙期の長期化、イコール魅力ある通年型の観光地を目指すとあります。これは長く私たち住民が頭をひねってきた課題です。

まず、交流人口の拡大は、今、町長のほうから説明がありました定住促進であるとか、それから企業誘致、これ定住して、住民の人口拡大ということになるんだろうと思うんですが、交流人口といえば、やっぱり外来者に白浜を訪れていただいて、誘客につながるようにという解釈ができると思うんです。これはどういうふうにお考えでしょうか。

○議　　長

番外　　町長　井澗君

○番　　外（町　　長）

交流人口の増加につきましても、これは田辺市さんも何回もやっておりますし、当然ほかの西牟婁郡の町でもそうなんですけれども、やはり白浜町といたしましても、交流人口を増加していくということは、有効なこれは施策の一つだと思っておりますし、今までも旧日置川町のほうでは南紀州交流公社を中心に交流人口がかなりふえておりますし、そういった意味での交流が、やはりこれから大きな柱になってくると思います。今年度は４，０００人を超える交流人口が民泊、修学旅行を中心にふえてきております。

そういったことも含めて、やはり交流人口というのは一つの今の観光だけじゃなくて、時

代の流れだと思うんですけれども、交流人口をいかにふやしていくかということは、観光客をふやすだけでなくて、定住人口をふやすだけじゃなくて、そういう具体的にこの、例えば参加体験型の観光をふやすとか、そういったことで交流人口もふえていくのではないかなというふうに思っておりますし、白浜町の観光の中で旧白浜町と旧日置川町の２つの町でも少し内容が違いますけれども、やはりこのまちなかでの交流人口、そしてまた、過疎地と言われている旧日置川町での交流人口も同時にふやしていきたいというふうに思っております。

○議　　長

６番　　水上君（登壇）

○６　　番

１つなんですが、やはり今、海外との友好都市提携もありますけれども、国内、県外の市町村との交流というか、そういう友好関係が結べるともっと広がるんじゃないかと思うんですけれども、それは田辺市でも上富田町も実施されているようですし、一度このあたりも研究されてみてはいかがでしょうか。

それと、次に、消費金額の増加、これに対しての考え方、そして繁忙期の長期化。これもこう書いて、なるほどと思いますが、やはり具体的にどういうお考えをお持ちの中で策定していったかというのもお尋ねしたいと思います。町長にお尋ねします。

○議　　長

番外　　町長　井澗君

○番　　外（町　　長）

まず、広域で、やはり白浜町だけじゃなくて、田辺市さんとか、あるいはお隣の上富田町さんとすさみ町さんと連携をして、広域化で連携を深めていくといいますか、これは観光にとってもそうですし、交流人口の増加につながるようなことも今やっております。これは先ほど申し上げました南紀州交流公社さんの中でも、この町だけじゃなくて、隣のすさみ町さんにもお願いをしたり、上富田の首長さんにもお願いをしたりということで少しでも広域化できるように今取り組んでいるところであります。

消費をいかに活性化するかということで、これは白浜町だけではないんですけれども、やはりこれから消費をいかに喚起していくかということで、白浜町におきましては、総合戦略の中において白浜町の町のブランド力を向上させなきゃいけないということで、ブランド力の向上と創出、並びに白浜町の特徴を生かした雇用を創出するということですね。

それから、先ほど申し上げたように、若者に町へ帰ってきていただいて、とどまってもらって、戻ってこられるような環境を形成する、あるいは安心して子どもを産んで育てられる環境を形成する、あるいは安心、安全で快適な暮らしを確保するといった、５つの大きな基本目標を掲げております。これは県とか国の総合戦略に沿った目標となっております。

今後この基本目標を達成するために、地方創生を進めるに当たっては白浜町総合戦略に基づいた事業を実施していくことになりますが、現在は新たに地方創生の深化に向けた事業に対して交付される地方創生推進交付金、あるいは未来への投資の基盤になる施設整備を対象とした地方創生拠点整備交付金が示されておりますので、今後こういった交付金を活用して、総合戦略にもあります５つの基本目標を達成できるように取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議　　長

６番　　水上君（登壇）

○６　　番

もう１つ、その繁忙期の長期化という、５月３日から海開きしまして、長い夏、それも白浜温泉の売りだと思うんですが、これ、どういうふうに町長、長期化となるとどうでしょう、人の入り込みを長く持続するにはどういうお考えをお持ちでしょうか。計画案にあるので、ひとつお考えを聞かせてください。

○議　　長

番外　　町長　井澗君

○番　　外（町　　長）

やはり、滞在をいかに長くしてもらうか。これは日帰りの場合でもそうですし、宿泊の場合でもそうだと思いますけれども、やはりできるだけいろんな組み合わせといいますか、時間を長く滞在してもらうための仕掛けづくり、これが必要だと思いますね。５月３日から５日にかけまして、皆様方のいろんなご支援をいただいて、泡ビーチ＆泡フェスというのをやったんですけども、泡食というのをやったんですけれども、これも３日間で延べにしまして３万人ほどの若者を中心にした観光客の方、あるいは住民の方に参画いただきました。ですから、そういうことでいえば、それなりの消費がこの白良浜周辺に落ちたというふうに考えております。経済効果も多々あったというふうに思っております。

やはり、今現在、どうしても７月、８月のピーク、夏のピークにお客さんが集中するという傾向がございますので、それにつきまして、今後取り組んでいる中に通年型の観光、これを目指さなければいけないということで、通年型の観光施策としては、先ほど、まだこれからですけれども、できれば夏以外の時期にシフトしていくようなスポーツ合宿とかスポーツ大会、それからＭＩＣＥですね、これはいろんな会議とか、団体のいろんな会議、あるいはいろんな仕掛けがございますけども、そういうＭＩＣＥへの取り組みも大きな事業の柱になってくるというふうに思っております。これはＤＭＯの白浜の中で今後恐らく進展していくんではないかなというふうに思いますし、具体的な方法、施策もこの中で、ＤＭＯ白浜の中で議論されて、そして具体的なことが決まっていくというふうに理解しております。

○議　　長

６番　　水上君（登壇）

○６　　番

やはり、私も通年観光というのが何とかできないか。海外の方の要望というか、話を聞きますと、やはり温泉をもっと活用したそういう取り組み、この町には本当に日本三古湯のお風呂もありますし、地域広く、その温泉活用していただける資源があるんですから、そういう通年観光を提案していただきたいと思います。

それから、最近の活性化計画書や業者策定された報告書を見ますと、今、町長の言葉にもありましたが、英単語で書かれている箇所が多々あります。ＤＭＯと今おっしゃられましたし、ＭＩＣＥとも言われましたね。わかりにくいんですよ。ＫＰＩとかＰＤＣＡサイクル、これ、わかりにくいです。幹部の皆さんはわかりますか。私もこの質問をするとき、もう１回調べたんですね。これの説明を求めたいと思います。

○議　　長

番外　　観光課長　愛須君

○番　　外（観光課長）

私のほうからＤＭＯとＭＩＣＥの２つについてだけ、ご説明を申し上げたいと思います。

まず、ＭＩＣＥにつきましては、このＭＩＣＥで４つの単語の頭文字を取った造語というような形になると思います。まず、Ｍがミーティング、これは会議、研修会。そして、Ｉがインセンティブ、これは招待旅行を指します。Ｃがコンベンション、これは国際会議だったり、学会、大会、総会等を指します。そして、Ｅがイベント、これは展示会、見本市、行事、これを合わせてＭＩＣＥという表現になっております。

これはあくまでもどちらかといえば、個人旅行、結構今は個人旅行のほうが多くなっておりますが、このＭＩＣＥについては、団体の方々が来て、それを町長の先ほどのご説明にもありましたとおり、新しい観光の柱になるということで、このＭＩＣＥ事業を町としても取り組んでいきたいと考えています。

そして、もう１つ、ＤＭＯ、これはＤがディスティネーション、Ｍがマーケティング、もしくはマネジメント、Ｏがオーガニゼーションということで、地域全体の観光マネジメントを一本化する着地型観光のプラットフォームということで、これも本当に造語的にＤとＭとＯを取って、日本版ＤＭＯで白浜でいえば、ＤＭＯ白浜設立準備協議会を設立して、今、取り組んでいるところです。

以上です。

○議　　長

番外　　総務課長　榎本君

○番　　外（総務課長）

出てきたことはＫＰＩとＰＤＣＡサイクルだったと思います。

これにつきましては、私も議員さんと同じく、これ、国からぽーんと出てくるんです。そして、我々が調べるんですが、ＫＰＩというのは重要業績評価指標といいまして、いろんな事業を計画しまして、それに対して事業を実施します、実績が上がってきます。それを一旦評価して、再度見直していくと、これを含めて、ＰＤＣＡサイクルのほうに移行していくんですが、サイクルというのは当然回転といいますか、連続していくということになります。ＰＤＣＡサイクルというのは、Ｐがプランですね。計画ですね。Ｄがドゥ、実施、実行ですね。そして、Ｃがチェック、これが評価になります。そして、Ａがアクションということで、これは改善ということで、計画を立てて、やって、評価して、もう１回改善をかけて、またそれを計画へ反映してという、このサイクルを組んで発展していくということになります。

○議　　長

６番　　水上君（登壇）

○６　　番

せっかくすばらしい計画書ができてきております。この計画書や報告書などは内部文書ということではないと思うんですね。一般の方にも閲覧していただき、配布していただき、それから町がこれから官民で取り組もうとすることに共通認識を持ってもらうためには、やはり同じようにこの解釈を一般の方にもわかっていただきたい。こういう報告書や計画書をフルに活用するには、やはり注釈をつけていただきたいと、よろしくお願いします。それは思いましたわ。何だろうなと思いますので、やはりこれを活用するにはその配慮は必要かと思います。

それから次に、人口の将来展望を見た生活環境整備やエネルギーコスト対策、住宅市場活性化策には定住促進を見据えた、先ほど町長からお話がありました。思い切った提案ができないか、これまで質問をしてきました。具体的に、やはり施策に反映できたかとお尋ねしたいところです。町長、いかがですか。これからですか。

○議　　長

番外　　町長　井澗君

○番　　外（町　　長）

ちょっと先ほどの答弁に戻りますけれども、先ほどご説明いただいたＭＩＣＥですとか、あるいはＰＤＣＡとか、あるいはＤＭＯとかいうのは、この中にＫＰＩ以外はこの中に全部、具体的に説明させていただいております。これは議員さんのほうにもお手元にあるかと思いますので、ここはぜひこの内容を見ていただければ、よくわかるはずでございますので、全てこの注釈も載っておりますので、それだけちょっとご了解いただきたいと思います。

それから、今のご質問については、これからの部分もあるんですけれども、やはり先ほど申し上げたように、５つの基本目標がございますので、創生総合戦略の中で、まずこれから現在やっていること、あるいはこれからやらなければいけない、新規にやることですね、これをやっぱりきちっと精査した上で、整理した上で取り組んでいかなければならないだろうと。私としましては、やはり人口減少を少しでも歯どめをかけるべく、今やっている事業の推進、それからまた若者、あるいは定住、特に子育て世代への支援、こういったものも今、同時に進めておりますので、若者に住んでいただけるようなまちづくりも同時に進めていかなければいけない、これは白浜町のこの温泉場だけではないと私は思っております。

よく言われるのは、湯崎のほうのＩＴビジネスオフィスは１０社になって満室になったけれども、じゃ、次、どうするんですかというふうなご意見もありますし、日置川地域での企業とか、そういったものがもっと活発に推進できるように企業誘致できないですかというふうなご意見、ご要望もいただいておりますので、ここはしっかりと、やはりこれから取り組んでいくべき課題の一つであるというふうには思っております。

いずれにしましても、この白浜町は消滅する都市には入っていないんですけれども、ここは人口はそれでも減っている現実でございますので、２０６０年度には１万４，０００人余りになるというふうなことも想定されておりますので、この辺をしっかりと見きわめた上で、そういうふうにならないように、そうならないような具体的な施策を講じてまいりたいというふうに思っております。

○議　　長

６番　　水上君（登壇）

○６　　番

今、計画書のこんな厚い本を見せていただきました。それは承知しているんですけど、それは住民の方皆さんにお一人お一人にということにはいかないと思いますから、これからいろんな計画を発信するときにはそういう注釈をつけた中で説明していただきたいということです。

それから、今、町長からいろいろ説明をいただきました。お考えもいただいているんですが、重複するかもしれません。最後に、先ごろ、県の行政報告会、平成２８年度新政策というのが発表されました。その中にあった、まち・ひと・しごと創生総合戦略、先ほどから町

長も５つの基本目標、計画を言われていましたけれども、１、少子化を食いとめる、２、安定した雇用の創出、３、人の流れを創造する、４、安全、安心な暮らしの実現、５、時代に合った地域をつくると、県はそういう新政策の中に盛り込んでおります。これら、県の考え方から白浜町としても課題や実施に向けての考え方を伺いたいと思います。

○議　　長

番外　　町長　井澗君

○番　　外（町　　長）

これまた、重複するかもしれませんが、先ほど県の報告会、県政報告会でもこの５つの基本目標が取り上げられました。この県の目標と、それから国の総合戦略にもこれに沿った形で白浜町としましても、この５つの目標に対して今後どうやって具体的に進めていけるのかと。これは白浜町総合戦略策定事業というのも２８年２月に策定しておりますので、この中の事業計画の中には、やはりこの本町の人口の将来展望を踏まえた今後５年間、５カ年の基本方向、これをまとめておりますので、この中に示されていることにつきましては、今後関係者の皆さん、経済団体とも、あるいは住民の皆さん、議会の皆さんとも、今後どういうふうなことが有効なのかと、もちろん交付金の活用もございますし、先ほど申し上げた地方創生推進交付金、あるいは地方創生拠点整備交付金が示されておりますので、この辺を十分活用した上で、今後この５つの基本目標が達成できるように取り組みを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

始まったばかりでございますので、なかなか一朝一夕にはいかないかもしれませんけれども、私としましても、やはり今までいろんな事業がなされてきましたけども、例えばこの白浜温泉街活性化構想推進計画一つとっても、これはもう本当に凝縮はされておるんです。ただ、これを全てやるというのは、やはり短期、中期、長期で、時間もかかることもありますし、なかなか一気には進まないと思いますけれども、これを絵に描いた餅に決してならないような、その中での、やはり優先順位をつけて、クライオリティーを考えながらやっていかないといけないというふうに思っております。

限られた財源もございますけれども、しかし、財源はもう一旦無視して、別のところへ置いておいて、国や県の力もかりながらやっていくというのが私の思いでございます。

○議　　長

６番　　水上君（登壇）

○６　　番

私のこの質問は経済対策と消費喚起施策についてということでございます。次から次にたくさんのいろんな計画が上がってきますので、やはりそれを一つ一つ私たち議会もチェックしながら、協力できることはしたいと思いますけれども、これもぜひ町民の皆さんに反映できるような施策を展開していただきたいと思います。

これで、この質問は終わります。

○議　　長

以上で、１点目の経済対策と消費喚起施策についての質問は終わりました。

次に、２点目の観光施策についての質問を許可します。

６番　　水上君（登壇）

○６　　番

次に、観光施策について、お尋ねいたします。

今夏の観光動態やインバウンドの誘致成果、そして入り込み客数はどうであったのか、お尋ねします。

○議　　長

番外　　町長　井澗君

○番　　外（町　　長）

この夏の観光動態等について、ご質問をいただきました。

この７月、８月は、例年に比べまして台風等の直接的な影響もなかったので、天候もよく、予定されていた夏のイベント等もほとんどが開催できました。たくさんの観光客でにぎわったところです。数字等の詳細については、担当課から答弁させていただきますが、インバウンドの誘致については、長年継続して和歌山県、経済団体等と連携しながら海外での観光プロモーションを行ったり、またインバウンドを積極的に取り組む旅行エージェントなどに南紀白浜の魅力を伝え、誘客に努めているところでございます。

それらの成果もありまして、昨年は過去最高の９万７，０００人のインバウンドのお客様を迎え入れたところでございます。ことしになってからも、東アジアだけでなく、西洋ですね、ヨーロッパの方々のインバウンドもたくさん白浜にお越しいただいています。現在も団体旅行から個人旅行にインバウンドも変化していますので、今後は個人旅行者が白浜を旅行先として選んでいただけるよう、もっと白浜の魅力と白浜の温泉、景勝地の情報を発信していきたいというふうに考えております。

全国的に、やはりこのインバウンドというのは、好調に推移しておりますけれども、特に白浜町だけということではないんですが、やはり和歌山県の中では高野町や白浜町、和歌山市もそうですけれども、多くのインバウンドのお客さんに来ていただいておりますので、さらにもっとできることがあると思いますので、今後このインバウンドの誘客についても取り組んでまいりたいと思います。

○議　　長

番外　　観光課長　愛須君

○番　　外（観光課長）

ただいま議員のほうより入り込み客数のご質問をいただきました。

７月、８月の宿泊者数につきましては、４３万９，０００人、前年比９７．５６％となります。次に、日帰り客数は２９万８，０００人、前年比で１０２．７６％となっています。

観光誘引での入り込み客数については、花火大会のみご報告させていただきたいと思います。７月３０日の花火大会が８万５，０００人で、前年と一緒です。８月１０日は１３万５，０００人で前年比９６．４％となっております。町長のご答弁にもありましたとおり、７月、８月は天候もよく、たくさんの方々に白浜町のほうにおいでいただいたと分析しております。

以上です。

○議　　長

６番　　水上君（登壇）

○６　　番

今、入り込み客数の報告をいただきました。この結果から、ここ数年の動向と、それから今後に向けての対策というのはいかがでしょうか。宿泊は減ったんですね。

○議　　長

番外　　観光課長　愛須君

○番　　外（観光課長）

宿泊客、７月、８月は昨年より１万ちょっと減っているというのが現実で、７月が昨年度よりも減少しまして、８月は昨年よりは若干ふえております。ことしになってからも、１月、３月までは宿泊客数は前年比を上回るペースで来ておりましたが、４、５、６、７と前年を下回り、また８月では前年を上回ると、９月以降も観光関係者の方々は一生懸命ＰＲ等に努めていただきますので、この数字が前年比を上回るような形を期待しているところです。

次に、ここ数年の動向と今後に向けての対策ということでご質問をいただきました。

昨年は双子パンダの誕生、高速道路の南伸、紀の国わかやま国体の開催等で１年を通してたくさんの方々が白浜町のほうにおいでいただきました。

ここ数年の動向につきましては、まず大きなイベントがあったり、新しい目を引くようなことがあれば注目度が上がり、観光客は増加します。そして、天候にも大きく左右されるのが観光産業だと認識しています。また、お盆のハイシーズンを避けて来られる方々も多くいましたが、ことしに限って申し上げますと、結構お盆に集中したように思われます。

今後の対策としましては、現状の観光イベント施策を継続することも一定の観光客数の維持はできると考えますが、大きな増加とはならないと推測します。現在どのような魅力を白浜に求められているか、どうすれば消費単価を上げることができるのかや観光イベントの効果なども調査して経済団体とも今後の観光白浜の強み、弱みを分析した上で、観光施策の検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議　　長

６番　　水上君（登壇）

○６　　番

今、観光課長が昨今若者の海水浴離れというようなことを言われておりました。海に関する国民意識調査２０１４、ことしや去年のデータではないんですが、全国の男女１，０００名を対象に調査を実施したデータがあります。海とのかかわりで、「海が好き」と回答した人は前年度から２０１４年には０．６ポイント上がって６９．９％、年代別では１０代が調査開始以来最高の６９．２％、「プレジャーボートを利用したマリンレジャーをやってみたい」と回答した人は全体の４割、海の日や海の月間に対する意識は海の日、海の月間の認知度を高めるためには新たな行事、活動の提案が必要と答えているということです。海水浴離れというか、やはり魅力のある海辺づくりとか、それから行事を精査して、新たな立案とか、そういうことも誘客につながるんじゃないかと思いますね。だから、やはりそういうことも視野に入れて、今のような調査結果も視野に入れて、夏場の海辺のイベントであるとか、そういうこともひとつまた企画していただいたらと思います。

泡ビーチもありましたけれども、その泡ビーチも１つ感想を言わせていただくと、エリアが狭いんで、泡の出てくるエリアが、だから、端のほうの人は何をしているかわからなかったと言いました。やはり、そういうこともっと宣伝して、せっかくのイベントですから、今後につながるのかどうかはちょっとわかんないですけども、だから、やはりそういう海を使った、この自然を使った、白良浜を使った事業というのはもっともっと誘客につながるん

じゃないかと思います。

それから次に、夏場に多いイベントの検証。先ほど花火の検証というか、入り込みを報告していただきましたけど、臨時駐車場の利用数というのは、この花火大会のときですか。今回はどうであったんでしょうか。

○議　　長

番外　　観光課長　愛須君

○番　　外（観光課長）

ただいま水上議員よりイベント、そして白良浜の利用ということも含めての検証ということだと思います。確かに夏のイベントは観光協会、旅館組合さんが中心となってのイベントが多く、毎年続けておられるので、根づいて周知もできていると言い方と、毎年かわりばえがないという、両方の見方をされる方が結構おられます。観光協会が多くイベントを開催しているんですが、その中のイベント委員会というものもありまして、そのイベントの検証、そして効果もあわせて会議を持つという機会も、この間も私も出席させていただいて、そのような中でも協議をしておりますので、今後いろんなイベントが多数ありますが、その中で費用対効果、そして提案力というか、発信力も含めての取捨選択というか、続けてやるのか、取りやめるのかというのも今後観光協会さんとしても協議していくと聞いております。そうすることによって、誘客の少ないイベントを取りやめて、誘客の多いイベントにはもっと今度は経費というか、費用も入れて、さらなるイベント効果が出ると思いますので、その辺としても期待をしているところです。

臨時駐車場につきましては、去年までは夏の繁忙期の間、駐車場対策の一環として行っておりましたが、民間駐車場が増加したということで、期間的な臨時駐車場の開催はせずに花火大会２回の無料駐車場の開放のみを行ったところです。７月３０日には９３９台、８月１０日には１，５０９台の駐車があり、この２回については、あけることによって皆様方の駐車スペースの確保に至ったと分析しております。

以上です。

○議　　長

６番　　水上君（登壇）

○６　　番

旧空港のところが臨時駐車場になったと思うんです。このフラワーラインから花火の後、その交通の流れというのは問題なく、どうでしょう、例年よりも流れはよかったんでしょうか。

○議　　長

番外　　観光課長　愛須君

○番　　外（観光課長）

７月３０のほうは先ほど申し上げましたとおり８万５，０００人、そして８月１０日のほうは１３万５，０００人の観覧者があったということで、７月３０日については交通規制の解除も早く済みましたが、８月１０日については、全部解除になったのが１０時半前後だったと記憶しております。警察のほうが去年の７月１２日に南紀白浜インターができたということで、いろんな形でこの渋滞緩和を信号の操作をしたりとか、いろんな試みをしていただいておりますので、この高速道路ができる以前、同じような数字よりもっと少ない花火大会

のときでももっと遅くの解除だったりということがあったと記憶しておりますので、その辺は警察さんのほうがきちんとした交通渋滞施策をしていただいておりますので、今までよりはスムーズに、もちろんどうしても渋滞はすると思うんですけれども、その辺の効果というのはあったというように認識しています。

以上です。

○議　　長

６番　　水上君（登壇）

○６　　番

やはり、白浜へのアクセスが問題だと言われて、今、高速で多少短縮できたのかなと思うんですけれども、やはり花火大会なども帰りの混雑を考えてやめたというような声もありました。このフラワーラインから高速へ流れていく、この誘導がうまくできて、交通渋滞がある程度解消できているということでしたら、これは１つ、ここの開設というのは功を奏したなと思うんですけれども。

それからもう１つ、夏場の質問ですけれども、白良浜及び海岸道路沿いのごみとごみ集荷場の環境や、そしてマナーが悪いと聞きます。毎年なんですけども、これ指導はできたんでしょうか、お尋ねします。

○議　　長

番外　　観光課長　愛須君

○番　　外（観光課長）

７月、８月の夏休み期間の白良浜の清掃につきましては、シルバー人材センターが浜内でのごみの収集、そして民間業者が護岸に運ばれたごみをパッカー車に入れて運ぶということでお願いをしています。確かにマナーにつきましては、啓発をしてもなかなか守ってくれない方々もおり、現場としても苦慮しています。ごみが多いときには朝夕の回収も行い、美化に努めていますが、来年以降においても浜内の放送、そして警備員、ライフセーバーによるさらなる環境美化の啓発を行っていきたいと考えております。

どうしても、１つごみが落ちていれば、別に捨ててもいいやと思われるようなお客様もおるのも事実ですし、そういう方々は一部だと思います。護岸にはたくさんのごみが集まって、ごみ集積場に皆さん、ほとんどの方は捨てていただいておると思いますが、一部の方でどうしても白良浜のイメージが汚くなったりということにもつながると思いますので、これらについては、今後とも啓発を行っていき、もっともっときれいな白良浜を目指していきたいと思っております。

以上です。

○議　　長

６番　　水上君（登壇）

○６　　番

思うんですけども、ごみ、夏場には大きなコンテナを置いていただいています。その周りをきれいにして啓発するような、やはり何か大きなものをポスターでもつくって、そこでごみの啓発運動というんでしょうか、それをしていただいたらどうでしょう。プラスチックの大きなごみ箱というのはわかるんです。やはり、もっときれいにして、それでマナーを守りましょうじゃないけれども、もうちょっと何か啓発の方法もあるんじゃないかと思います。

それからもう１つ、白良浜に関して言わせていただくと、足湯というか、ありますでしょう、足湯になっていますでしょう、あそこのところに足の砂を落とすシャワーがありますね。あの水が、やはり護岸のほうに流れ込む、これ何年も前に申しました。多分、課長はご存じです。もう何年も前に、というのは、夜、花火ありますね。メーンステージ、座れないですね、あそこら辺、水が。この間は早朝のウォーキングに私も参加させてもらいましたけれども、やはりぬれていますので、運動靴とか、ちょっと気をつけながら歩かないとぬれますので、あれ何でできないのかな。もう何年もなりますわ。

○議　　長

番外　　観光課長　愛須君

○番　　外（観光課長）

私も存じ上げているところです。確かにその水、排水設備に少しというか、問題がありまして、毎日１万人を超える方々が利用され、そのうちたくさんの方が露天風呂しらすなを利用されます。砂が入ったままどうしても風呂への入浴というものをお断りしておりますので、入り口の備えつけのシャワーできちんと砂を落としてほしいという、これは当然のアナウンスなんですが、それを利用される方が多く、砂が落ちることによって、排水がまた詰まって、どうしても水が流れないということにつながってきております。去年は護岸のところだけではなく、露天風呂のほうに入ってから水で洗ってもらうということをしたんですが、余計に排水ができなくて、滑るだけではなく、どうしてもにおい、コケがついたり、悪臭にもつながりますので、その辺はきちんと改善ができるようにまた調査等をしたいと思っております。

○議　　長

６番　　水上君（登壇）

○６　　番

次に、水上オートバイについて、ことしも苦情が寄せられました。夏に漁業者が今夏も素潜りしている頭上や間近をフルスピードで通り抜けられたと聞きます。また、白良浜の沖ではことしバイク同士の衝突事故も発生したと聞いております。水上オートバイなどのプレジャーボートの禁止行為適用期間、適用区域などが決められていないのでしょうか。

○議　　長

番外　　観光課長　愛須君

○番　　外（観光課長）

議員がおっしゃるとおり、各シーズンには白浜の海域、特に白良浜周辺にはたくさんの水上バイクの愛好者が来られています。海上では陸上のように明確に速度制限があるものでもなく、どうしても愛好者の方々のモラルやマナーにお願いするということしかないところです。ことしも白良浜沖で衝突ではなく、水上バイクから落ちたというけがの事故があったというふうにお聞きしております。

町としましては、海水浴場内、海水浴場付近については、遊泳者の安全確保のため、警戒船を出し、パトロールを行い、またライフセーバー、警備員とも連携して事故防止に努めているところです。現状、和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例というものがあり、その中で海水浴場外であっても、この水上バイクが急転回、疾走してはならないという決まり事になっておりますが、なかなか取り締まりには至っていないというのが現状であります。

今後より厳しい規制をかけるとなると国、県、警察、漁業関係者の協議が必要となります。

まず、ほかの先進地事例等も参考にしながら検討していきたいと、毎年同じようなご答弁になっているかと思いますが、やはり取り締まったり、この規制をもう少し厳しくするというのはいろいろ課題もあると思いますので、再度そういうものを含めて検討させていただきたいと考えています。

以上です。

○議　　長

6番　　水上君（登壇）

○6　　番

毎年同じ答弁をいただいています。近年京阪神で遊走禁止や条例制定し、規制のあるビーチが多くなっております。何の規制もない白浜でいいのかと言いたいところだったんですが、今後研究していただくということでございますので、やはりその辺は期待したい。大きな事故があってからでは遅いですから、そこをぜひもっと調査した中で、実態をご存じだと思いますから、やはりそこは何らかの方法、方策を県や警察と連携をとった中で、対応していただきたいと思います。

臨海浦ですけれども、水上バイクで海から上陸して、何日もテントを張ったままで、これ去年も申し上げました、海岸でのバーベキューとか、それからごみの放置、この状況はご存じですか。去年も質問しました。

○議　　長

番外　　観光課長　愛須君

○番　　外（観光課長）

臨海浦につきましては、階段をおりていただいて、正面ともう１つ海に向かって左側が臨海浦海水浴場として指定しております。そこには県の公安委員会の遊泳区域を示すブイも張っておりますので、その地域内におきましては、もちろん水上バイク愛好者もルールは知っておりますので、遊泳ブイを越えて入ってきたり、また臨海海水浴場内でのバーベキューだったり、火を取り扱うということは禁止になっているということで、もしそういう者がいれば、監視員が注意をすれば言うことを聞いていただけるんですが、もう１つ、海に向かって左側、大学さんのほうがいろんな研究で使われている浜があるんですが、そこについては、なかなかうちというか、行政としても取り締まれない部分があるのも事実です。

何年か前からも大学さんとも協議しながら、まず大学さんとしても、何かの取り締まりというか、そのような防御策ということも考えた上でということはお願いしているんですが、なかなかそこまで回らないという事情があります。一般的な海岸でありますので、もちろんそういう火を使ったりとかバーベキューをするということはどうかと思うんですが、海水浴場内については、きちんと注意しているところであります。ただ、来られる方はどこまでか海水浴場で、そこはもう町が規制するところではないという浜というのはわからないので、その辺については、来年再度大学さんとも協議してという方向で何かの対策をしたいと考えています。

○議　　長

6番　　水上君（登壇）

○6　　番

京都大学もこの事案については頭を痛めていると聞いております。やはり、夏場の早い時

期に何か対策がとれたらと思います。それはまたことしもこのことをちょっと報告して、私も報告させていただいて、何らかの白浜町の対応につなげていただきたいと思います。

それでは次に、フラワーラインについて、全線供用開始は昨年７月に知事が１年後にはと説明しておりましたけれども、現場で見ると工事期間は１１月末までと表示しています。進捗と高速道路からの夏場の道路対策はいかがだったのか。この夏場の道路対策というのは、花火に限らずですけれども、いかがだったでしょうか。

○議　　長

番外　　建設課長　坂本君

○番　　外（建設課長）

フラワーラインの進捗状況につきましては、振興局の建設部道路課のほうから平成２７年度までの金額ベースで約８０％できております。残事業の主な内容としましては、才野ランプ、志場商店付近ですけども、それの本線部分の（仮称）才野高架橋、これは橋の長さが約１４０メートルと第２鴨居トンネル付近で調整池と県道白浜温泉線をまたぐ（仮称）鴨居高架橋、これが橋の長さが約２１４メートルの２橋の工事と橋梁区間以外の切り土、盛り土の区間の工事約６５０メートルの、合わせて１キロメートルが残区間となっておりまして、平成２９年度末の完成を目標に現在工事が進められているということでございます。

それから次に、夏場の道路対策はということで、渋滞対策だと思うんですが、夏休み期間中の渋滞につきましては、ある程度の混雑は予想されておりましたけれども、昨年９月１８日に安久川地区の才野ランプまでの区間が供用されましたことによりまして、昨年のような渋滞は緩和されたと聞いております。昨年については、白浜インターの開通ということでそこへ集中したということもあったようですけれども、ことしにつきましては、田辺とか上富田のインターのほうへも分散も見られたということでお聞きしております。

○議　　長

６番　　水上君（登壇）

○６　　番

現在、フラワーライン、この完成によって、一部完成後、車のルート、流れが大分よくなったとは思いますけど、あの標識がわかりにくいですね。アドベンチャーのほうへ行く道と、それから左のほうへ、空港線のほうへ上がっていくところがあそこまで来て、何か表示を読んでいますわ、よそから来るお客様は。ナビがついている方ばかりじゃないので、やはりそれがそこまで行かないと見えない文字なのでということになると思うんです。これが夏どうだったかなとちょっと危惧したんですけれども、現場のそういう声がありました。

それから、この高速道路の完成前、工事にかかりますよという、３年ぐらい前からこの議場でですよ、活性化施設、白浜町はどうなんですか。上富田もやりますよというような、すさみもやりますよというような道の駅構想も一般質問してきました。当時の担当者は大変前向きだったんですけれども、昨年、完成後には交通の流れの変化もあるだろうから、プロジェクトチーム設置案というのが町長のほうから出ておりました。その後、いかがなんでしょうか、お考えをお聞かせください。

○議　　長

番外　　町長　井澗君

○番　　外（町　　長）

この周辺の、特に高速道路、南紀白浜インターチェンジから今後南紀白浜フラワーライン線の開通に向けて、いろんな、これは道路の上での、例えば観光案内板の整備ですとか、あるいは道路標識、こういったものについても、やはり国とも県とも協議しながら進めていかなければいけないというふうに思っております。

ようやく、例えば南紀白浜インターチェンジをおりてから、椿方面、椿温泉がどっちへ行っていいかわからんかったんやけども、あそこに標識ができましたので、これによって、お客様の利便性が図られているというふうに思いますし、今後そういった道の中での標識のあり方とか、具体的な今後、これは関係者と協議をして、どういうところに何が必要なのかということを考えていかないといけないと思います。

この観光の案内板もそうだと思いますね。ただ、やはりその辺であんまりむやみやたら案内板ばかりつくっても、やはり景観の兼ね合いもございますし、県が今ちょっと進めておるような、そういう意見もいろいろ出ておりますので、その辺はエリア、地域にマッチしたものを、やはり少なくともつくっていかなければいけないというふうに思っております。

どっちにせよ、お客様が多様化しておりますので、個人のお客様にも言えることですし、バスで来るお客様、団体で来るお客様もいらっしゃいます。外国人向けの標識もこれからの課題でございますので、どういった看板、どういった標識をどういうところに設置するかということは、これは町の中だけでは難しゅうございますので、町民の皆様のご意見も聞きながら関係者と進めてまいりたいというふうに思っております。

○議　　長

６番　　水上君（登壇）

○６　　番

ちょっとお尋ねしますが、私の持ち時間は。

○議　　長

質問時間は１４時４５分です。

６番　　水上君（登壇）

○６　　番

わかりました。済みません

今、看板の標識や看板のお話が町長から出ました。関連した質問をさせていただきます。

町中の標識や観光施設の整備について、お尋ねしたいと思います。

標識、看板については著しく汚染、退色して、また塗料などの剥離したもの、そして破損し、老朽したもの、倒壊または落下のおそれがあるもの、信号機または道路標識などに類似し、これらの効用を妨げるようなもの、道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの、また県道沿いのガードレールの退色、さびも景観を阻害します。町の美化も観光地の資源です。施策の大きな課題、このことも調査と整備が改めて必要であるのではないかと思います。対処できるのでしょうか。お尋ねします。

○議　　長

番外　　建設課長　坂本君

○番　　外（建設課長）

町中の標識や案内板などについてのご質問をいただきました。

まず、民間で設置している看板などの屋外広告物につきましては、身近な情報手段として

広く親しまれておりまして、地域経済の活性化や町のにぎわいを演出する大切な役割を担っています。しかしながら、無秩序に氾濫したり、適切な維持管理がなされていない、そういった状況では議員がご指摘のように町並みや自然景観が阻害する原因となります。

このために和歌山県において、和歌山県屋外広告物条例により設置できる屋外広告物の大きさや色などの基準を定めて、県土の良好な景観の形成や風致の維持を図っているところであります。

本町におきましても、平成１８年度より県から屋外広告物許可などの事務委任を受けまして、和歌山県条例に基づき、事務を執行しているところでございます。そうした中で、町では点検パトロール等を実施しまして、不適格の屋外広告物については、改善命令や撤去命令等指導を行っているところでございます。また、許可の更新手続、これは１年とか３年とか、ものによってはあるんですけれども、その更新時期には有資格者による自主点検結果を添付させ、破損や倒壊、落下のおそれがあるものについては、現行の基準に是正するように指導しているところでございます。

それから、またガードレールの退色やさび、それから道路案内標識などの劣化につきましては、景観を阻害するという点もございますが、一番重要な強度という点に影響するおそれがありますので、適切な更新が必要であると認識をしているところでございます。

そのために毎年限られた予算ではありますが、改善に時間はかかっておりますけれども、計画的に更新工事を実施しており、議員ご指摘の県道沿いのガードレール、これについては、町道に隣接している分については町が管理しているもの、それから県道そのものについては県で管理しているということで、随時施工を予定してございます。また、県の管理のものにつきましては改善を要望していきたいと思っております。

以上です。

○議　　長

６番　　水上君（登壇）

○６　　番

１つ、いろいろパトロールもしていただいているし、改善の指導もしているということをきょうは聞きましたので、ぜひ取り組んでいただきたい。やっぱり、何年もそのままになっていたりしますね。前に平草原の入り口の汚れを何年も前に言いましたら、今、きれいになっています。ああいう統一したものがまちなかにもっとできるといいなと思います。

それから、最近気がついたんですが、フラワーラインの標識で空港西という標識がローマ字になっていますわ。空港西ってローマ字です。これ何かなと。外国の方はわかりません。空港北はエアポートになっているんですけども、空港西はローマ字です。ちょっと一度点検してみてください。

それから、次に参ります。

時間がないので、ちょっと飛ばします。

白良浜の海水浴場中央部がすり鉢状で、昨年は遊泳禁止措置が何日もありました。ことしはどうだったのか。この間、町長の話で１日だけだったという。県は砂の状況を測定していますが、方針は出たんでしょうか。昨年９月にも一般質問をしましたが、今回に全く善処は見られず、町はどう対処するのか、お尋ねします。

○議　　長

番外　　観光課長　愛須君

○番　　外（観光課長）

ただいま議員より白良浜の海岸整備についてのご質問をいただきました。

昨年の９月議会でも、今、議員がおっしゃられたとおり、一般質問で質問をいただいたところです。そのとき、今後の取り組みとしまして、夏の白良浜の状況を踏まえ、浜がどのように変化してきたかもライフセーバーから聞き取り、県へ改善要望をしていくと答弁させていただきました。

そして、昨年１１月に町長より西牟婁振興局長へ白良浜環境整備、環境調査のお願いを提出し、浜の中央部の高波対策等の改善をお願いしているところです。西牟婁振興局建設部におきまして、年明けから専門家に調査をお願いし、現在も調査継続中であります。内容については、高波発生時の波浪の特性、波高別の特性等の調査を行っていると聞いています。また、海岸整備の一環として、この春、白良浜の砂押しもしていただき、夏のシーズンに向けた対応もされてところです。ことしは砂を今までよりも海側へ押し、去年よりも汀から護岸まで２０メートルぐらい奥行き広くなり、海水浴客もゆったりと利用できるようになりました。台風の影響がなかったこともあるかもしれませんが、この砂の押し方で例年のように浜中央部の高波がほとんど発生しなかったところです。８月３１日の１日だけ中央部遊泳禁止という措置でありました。

今後これらの結果も分析して、いずれ県の考え方や取り組みの報告がされることになると思いますので、またそのような方向性が出ましたときに、きちんとご説明のほうをしたいと思っております。

以上です。

○議　　長

６番　　水上君（登壇）

○６　　番

平成２７年の西牟婁振興局建設部の管内概況報告があります。白良浜の砂が年々減少して、近年に至り、汀線の後退は著しいものがあって、台風などによる高波が襲来したときは背後地の災害も予想される。この対策として、浸食対策工事の施行とあわせて養浜を実施していて、計画としては昭和５５年度から各部門の調査を始め、昭和５７年度から昭和５８年度にかけて京大防災研究所に委託し、模型実験を実施した。整備施設は突堤１７０メートル、緩傾斜護岸は１８０メートル、海岸護岸６８５メートル、砂どめ突堤１５０メートル、養浜６２０メートルを今後整備し、砂浜面積約２万６，０００平米を４万３，５００平米に拡大する計画となっていると報告されています。

現在Ｔ型突堤や階段護岸や緩傾斜護岸は完了していると報告されていますし、また和歌山町村会がことし８月に郡の要望事項に海岸環境整備の促進について、県に２９年度予算編成及び施策の策定に関する要望として、白良浜の要望が上がっております。答弁からもいよいよ予算もつき、実施できるんじゃないかと推測します。このことについては、やはりずっと気になっております。大きな事故があってからでは遅いのと、それと背後地を守るということでも大事なことだと思いますので、県のほうと連携した中で取り組んでいただきたいと思います。

これで、この観光施策については終わります。

○議　　長

以上で、２点目の観光施策についての質問は終わりました。

次に、３点目の子育て支援についての質問を許可します。

６番水上議員、あと持ち時間は残り１４分になります。引き続きよろしくお願いをいたします。

６番　　水上君（登壇）

○６　　番

それで、要旨を少し提出していますが、質問をつなげて質問させていただいてもよろしいですか。

○議　　長

はい、どうぞ。

６番　　水上君（登壇）

○６　　番

まとめてまた答弁していただきます。

子育て支援について、質問させていただきます。

厚労省の報告では、１、２歳児の保育所利用率の推移は、平成２６年４月では３５．１％、平成２７年４月には３８．１％、そして平成２９年には４８％に推移すると見ています。だんだん上がってきております。女性の就業率は２０１４年に７０．８％、２０２０年には７６％だとして、今後２５歳から４４歳までの女性の就業率はさらに上昇すると推計されています。国の施策は５０万人の受け皿を見据えた施策で、２９年度末までの整備計画があります。地方の実態は少し違うのでありますけれども、働き続けることができるならば、またその受け皿が地域にあれば働きたいという女性が、聞き取りをすると多いです。

県は少子化を食いとめる課題は出産、育児に係る経済的負担と安心して出産できる医療体制、子育て環境などを挙げていますが、白浜町の課題と解消に向けて、どのような対策がとられているのか。そして平成２７年度から５年を１期とする白浜町子ども・子育て支援事業計画が策定されて、ニーズ調査もされていますね。計画の中で児童数は減少傾向で、保護者の就労形態は多様化し、保育ニーズは高まる傾向にあるとして、白浜町ではパートタイムでの就労率が高い水準で推移し、保護者の就労状況と観光地という地域の特性から低年齢児からの保育園利用ニーズも高まっています。

子ども・子育て支援新制度のサービスとして、保育ニーズに応じた受け入れ態勢を確保し、質の高い教育、保育サービスなどの提供に白浜町は努めるとあります。保育ニーズと対策についてですが、保育園の毎年４月からの入所申し込みが１１月ごろだと聞いております。今、待機児童の実態はどうなのかということをお伺いしたいんですが、東京都知事選でも争点になっていた待機児童対策です。東京では２年連続その数はふえて２万人を超えています。実は、その報道なんですが、その数以外に隠れ待機児童というのが約７万人もいると報告もされています。認可外保育所や託児所に入所したり、保育所に入れず、育児休業の延長できる事業所ならいいのですが、求職活動や復職を諦める人もいます。

核家族化が進み、親世代に子どもを預けることができない点も原因の一つです。２０１５年段階で、子どものいる世帯のうち７９％が核家族の世帯となっています。このうち、ひとり親世帯は７％と年々増加の傾向にあります。これらの状況が重なり、子どもを預けなくて

は働けない家庭がふえています。しかし、その需要人数に対し、都市部では保育関連施設や保育士が不足しているため受け入れることができず、待機児童として入園待ちをしています。

しかし、これはこの地方でも同じことがあります。隠れ待機児童はいます。親の働く時間によっては、保育園に入れない子ども、また育児休暇が終わって、４月の入園時まで家庭で育児をする者がいない世帯では託児所に預けるしか方法がなくて、保育料金が公立の保育園より高く、家計に係る負担が大きいが、夫婦共働きで子育てしながら働き続けるにはその選択肢しかないと聞きます。年度途中の入園はできない。ゼロ歳児、１歳児の受け入れ枠が少なく対応できていないと、保護者の声です。白浜町の実態ですよ。

４月入園を希望し、育休を早めて、職場復帰した若いお母さんの話を聞きました。子育て支援はこのようなときにこそ必要ではないか、育児休業は原則として子どもが１歳になるまで取得できる。保育所にあきがなく、子どもを預けられない場合などは特例で１歳半まで延長が可能で、今、さらに最長１年半の育児休業期間を延長するための議論が労働政策審議会の雇用均等分科会で始まっています。国の方針に沿って、仕事と子育ての両立を支援する狙いで、休業期間は最長２年に引き上げられる見通しだと言います。年内に決定し、政府が来年の通常国会に育児休業法の改正案を提出する予定だと報道されています。

○議　　長

水上君、一度この辺で区切られて、答弁。

６番　　水上君（登壇）

○６　　番

ちょっと待って。もうちょっと。

○議　　長

質問に対する答弁もちょっと。途中で時間不足になってもよろしいですか。

６番　　水上君（登壇）

○６　　番

わかりました。はい。

総理は、最近子育て支援策で保育園の先行受け付けによる途中入園もできるように、また認可外保育園や託児所など、民間の入所への助成もすると発言されていました。ことしももうすぐ１１月の入園申込時期ですが、申し込みにより保育ニーズがわかれば、白浜町でもその受け入れ態勢がとれるようにして、４月の入園ですね、子育て支援を図られたい。また、一方職員配置に問題があるのならば、保育士の増員、また処遇改善も協議しなければ、職員の負担ばかり大きくなるようでは職場環境にも問題である。白浜町のニーズについてもっと子育て世帯の実情に沿った取り組みと国の動向も見て、来年度の予算づけをしていただきたい。

これで、済みません。質問させていただきました。お願いします。

○議　　長

水上君の質問に対する答弁を求めます。

あと合わせまして、あと６分でございますので、当局の答弁に対して、一般的な概念というか、考え方を述べていただいて、結構かと思います。

それでは、当局の答弁を求めます。

番外　　町長　井澗君

○番　　外（町　　長）

子育て支援制度の具体的な内容につきましては、いろいろやっておるんですけども、これらの制度については町のホームページとか広報紙でお知らせしていると同時に、各保育園とか幼稚園においても保護者向けのお便り等のお知らせで利用を呼びかけております。

詳細につきましては、担当課長、民生課と住民保健課がおりますので、詳しく説明させていただきます。

○議　　長

番　外　　民生課長　三栖君

○番　　外（民生課長）

白浜町の子育て支援策につきましては、ファミリー・サポート・センター事業、これは通園、通学時の送迎や会員宅での一時預かりを行う事業で、昨年度のサポート実現につきましては３６件、平成２５年、２６年度は保護者の事情、これはお母さんが車を運転できないという家庭がありましたので、これで大変多く、２５年が３０８件、２６年が６０４件と非常に多くなってございます。また、保護者が就労している等の理由で帰宅後の預かりについてもファミリー・サポート・センター事業で利用されている方が多くおられます。

次に、地域子育て支援拠点事業では、月曜日から金曜日までの間、園を開放し、子育て中の親子が気軽に集い交流できるという場として子育て支援室を開設してございます。この中で、子育ての相談、子育て関連情報の提供や講習会等も行ってございます。週に１回行う広場では毎回多くの未就園児やその保護者に参加をしていただいています。また、各園の地域担当の保育士は月１回未就園児宅を訪問し、子どもや家庭の状況の把握に努め、広場の利用を呼びかけてございます。支援が必要な家庭がある場合には関係の各所、ふれあいルームとか、いろいろな各所の中で保護者の対応を検討してございます。

さらに、緊急一時保育事業では、未就園児につきましては、冠婚葬祭、疾病等で家族が一時的に養育できない場合に保育園で預かっております。平成２７年度におきましては、白浜保育園で２６名、湯崎保育園で１名、富田幼児園で２名の利用がございました。

また、子育て関係支援事業では、保護者が疾病、出産、看護、育児疲れ等により、家庭における養育が一時的に困難となって場合に児童養護施設等で預かる事業ですが、近年利用の希望がふえてきてございます。なかなか希望されても受け入れる施設が満員で利用できない場合もございましたので、平成２８年度からは利用できる施設の枠を２カ所ふやしてございます。平成２７年度の利用人数は延べ４名でございました。このほかに平成２０年度からは和歌山県の少子化対策の施策で第３子以降の保育料無料化の事業がございました。国の政策で対象から外れた子どもたちもこの制度により３人目以降無料となってございます。

○議　　長

番外　　住民保健課長　廣畑君

○番　　外（住民保健課長）

少子化を食いとめる白浜町の課題と解消に向けての対策についてのご質問に私のほうから答弁させてもらいます。

子育てに係る経済的負担は当町においても課題であると考えてございます。母子保健事業といたしましても、安心して子育てができるよう、乳幼児健診や各種の教育、相談等、無料で実施している事業、それからまた妊婦健診や不妊治療、育成医療といった医療を助成する

事業をあわせて実施し、経済的負担軽減を図っているところでございます。

また、経済的負担軽減とともに子育てされている方の安心ができる限り継続できるよう、支援していきたいと考えてございます。その一環といたしまして、育児教室として実施しておりますフレッシュママサロンをこれまで２カ月に１回していたんですけれども、平成２８年度より毎月開催として実施しており、今月までで延べ７５人の母親を含む家族、それから６８人の乳児にご参加いただきました。

また、白浜町母子保健推進員を中心とした子育てサロン、白浜親子サロンを毎月第１月曜日の午後、中央保健センターで開催してございます。これも今年度から母子保健事業として実施しているところでございまして、今月までで延べ６８人のお母さん方、それから８３人の乳幼児にご参加をいただきました。

健診や相談等、各事業を通じて、素早い気づきでニーズのある親子に適切な対応を行って、子育ての孤立化や不安を抱えたままの状態に陥らないよう、早期に介入、対応を行っていくことが重要と考えてございます。

○議　　長

番　外　　民生課長　三栖君

○番　　外（民生課長）

引き続きまして、少子化が進行する中で、女性の就労機会が増加し、議員がおっしゃるとおり、低年齢児の保育所の利用ニーズがふえてございます。保育園利用ニーズに対しましては、国の児童福祉施設最低基準で保育士の配置基準が定められております。低年齢児につきましては、ゼロ歳児が３人、１歳児、２歳児が６人と、非常に保育士の要るような形に設定されてございます。この中で受け入れできる子どもの数は限られてきますので、現在特に緊急性の高い子どもから受け入れるというような感じでさせていただいております。

続きまして、国での予算の関係なんですけども、議員がおっしゃるとおり、国では今回待機児童が非常に多いと、国全体で多いということで、待機児童加速度プランというのを作成してございます。その中では施設をつくったりするところもそのやつを活用して、なるべく施設を建てやすいような形となっています。国の補助率のかさ上げが普通でいったら２分の１なんですけども、加速度プランに参加したら３分の２というような形になってございます。

町におきましても、この待機児童加速度プランに参加することによって、堅田保育園の新築移転に伴う補助率が１２分の１という形になってございます。

それから、先ほど白浜町の待機児童の……。

○議　　長

民生課長、時間になりました。

番　外　　民生課長　三栖君

○番　　外（民生課長）

話をいただいたんです。今、１名おられて、９月から解消してゼロという形に一応なってございます。

○議　　長

それでは、水上君、最後に一言だけ。どうぞ、許可をいたします。

６番　　水上君（登壇）

○６　　番

ありがとうございます。

実は乳児健診で来年１歳になるから４月からの入所を希望しているお母さんが健診に行ったときに、１歳になった子を４月から入れたい。いや、入れなんだらどうするのと、それが、そういう発言があったというんですね。そうじゃなくて、やはり今、悩んでいるお母さんと一緒に考えていただけたらと思います。今、この発言しましたのは、たくさん育児休暇明けに不安を持って社会へ復帰するお母さん方の声ですので、また、済みません。時間がありましたら、相談に参ります。

以上、一般質問を終わります。

○議　　長

以上をもって、水上君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩　１４　時　４６　分　　再開　１４　時　５４　分）

○議　　長

再開します。

７番廣畑君の一般質問を許可します。廣畑君の質問は一問一答形式です。まず、１点目の「核兵器廃絶・平和宣言の町」の取り組みをの質問を許可します。

７番　　廣畑君（登壇）

○７　　番

それでは、議長のお許しをいただきましたので、質問をいたします。

「核兵器廃絶・平和宣言の町」ということで、町の玄関、それから富田、高瀬川河岸に表示をしてございます。

最初に、今般、北朝鮮が９月９日に５回目の核実験を強行いたしました。この間、繰り返された弾道ミサイルの発射とともに世界の平和と安定にとって脅威であり、北朝鮮の核ミサイル開発の放棄を求めた類似の国連安保理決議、そして６カ国協議の共同声明、また日朝平壌宣言、こういった数々のことに違反する暴挙であります。厳しく糾弾することを表明します。そして、北朝鮮に対し、国連の制裁措置、厳格な実施と何よりも６カ国協議の再開に向けて日本政府が主導するよう、求めます。困難はあっても平和的、外交的解決の道を探る、このことが求められています。

ご存じのように原水爆禁止運動は１９５０年のストックホルムアピール、朝鮮戦争のきっかけになったと思うんですけれど、この後さまざまな国際情勢のもと、原爆被害者団体や原水爆禁止運動、そして市民運動が国内外で取り組んできました。

そして、０９年オバマアメリカ大統領就任直後にプラハで演説をしまして、核兵器を使ったことのある唯一の核保有国として行動する道義的責任、これがアメリカにある、そして、核兵器のない世界の平和と安全保障を追求するという米国の約束を明確に宣言する、このように述べて核なき世界を目標にしました。さらに、就任最後の年である本年５月、アメリカ大統領として初めて被爆地広島を訪問し、核保有国は勇気を持って恐怖の論理から逃れ、核兵器なき世界を追求しなければならない、このように述べました。

こうした内外の情勢のもと、核兵器禁止、核廃絶の運動に賛同し、核兵器廃絶平和宣言の町として発信している我が白浜町、「核兵器廃絶・平和宣言の町」として、今、どのような取り組みを行っているのか、また社会教育や学校教育などでもどのような取り組みが行われて

いるのか、お伺いいたします。

○議　　長

７番廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外　　町長　井澗君（登壇）

○番　　外（町　　長）

ただいま廣畑議員から核兵器廃絶、また平和への取り組みに関するご質問をいただきました。

議員からもございましたが、白浜町は日本国憲法の平和精神に基づき、核兵器の廃絶を願い、永遠の平和社会を築くことを誓い、合併後の平成１８年１２月に核兵器廃絶平和の町を宣言いたしました。戦後７０年余りの歳月を経て、オバマ大統領が現職の大統領として初めて被爆地である広島への歴史的な訪問を行ったことで、平和への思いや非核に対する関心が世界的に高まりを見せているところであります。

現在、町では原爆が広島市に投下された８月６日、そして長崎市に投下された８月９日には犠牲となられた原爆死没者の追悼と平和を祈念するための町内放送を行っており、町民の皆様とともに黙禱をささげ、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を願っているところであります。

核兵器廃絶平和宣言の町として、今、どのような取り組みを行っているのか、また社会教育や学校教育などでどのような取り組みが行われているかにつきましては、教育委員会教育長から答弁をさせていただきます。

○議　　長

番外　　教育長　鈴木君

○番　　外（教育長）

廣畑議員から「核兵器廃絶・平和宣言の町」としての啓発や取り組みについてのご質問をいただきました。

教育委員会では、小中学校の教育教材として、平成２６年度に原水爆禁止日本協議会より「原爆と人間」のパネルを購入し、学校に周知し、貸し出しをしているところでございます。また、希望があれば学校だけでなく民間の団体へも貸し出し、広く活用していただいております。貸し出し状況につきましては、平成２６年度は１回で、１０日間の貸し出しをしております。２７年度には３回２８日間、そして２８年度は現在のところ１回の１５日間の貸し出しとなっております。

原爆投下から７１年がたち、実際に体験された方々はだんだん少なくなってきています。このパネルはそのことを後世に伝えることができる貴重な資料の一つであると教育委員会では認識をしております。また、単に平和を学ぶだけではなく、一人一人がしっかりと事実を知り、知識を得た上でどんな意味を持つのか、これを学んできたと考えております。このことにつきましては、それぞれ個々によって考え方があるかと思いますが、一番大切なのは、それぞれが平和をどうしっかりと考える、これが重要だと思っておりますので、今後も引き続き、学校教育、社会教育、生涯学習の中でも平和について学び、考える機会を設けなければと、このように考えるところでございます。

○議　　長

７番　　廣畑君（登壇）

○７　　番

教育委員会の取り組みをお聞きしました。その中でも今まで民主団体が役場の玄関をお借りして、原爆写真展などもしてきておりますし、先ほど教育長がお答えになった購入していただいたパネルを借りて、この団体が展示会をしていく、そういうふうなことも行われております。町としまして、そうした住民の取り組みを支援してきた実績を踏まえて、さらに一歩進めて、平和宣言の町としての町主催の取り組みができないでしょうか。広島、長崎の都市を一瞬にして、言語に絶する地獄に変え、２１万人の命が奪われ、かろうじて生き延びた人々も放射能による障害、苦しみ、心身に深い傷を負い、今なお苦しみを強いられ続けています。

こうした実態、この実相を「核兵器廃絶・平和宣言の町」として、風化させてはいけない、被爆体験をどう受け継いでいくのか。私の古い話ですけれども、近所にも広島で被爆された方がおられました。しかし、その時分なかなか、そうした体験をお聞きすることなく鬼籍に入られました。残念で仕方がありません。

以前、首長が被爆市主催の平和記念式典に出席したとの話を伺いましたけれども、首長自己のみではなくて、自分が行ってきて満足するんではなくて、町民への啓発として原水爆禁止世界大会への町民の派遣、あるいはまた、被爆の語り部を招いた集会など、創意工夫した取り組みが必要ではないでしょうか。

また、学校教育、社会教育の分野でも夏休み期間中でもあるので、世界大会に親子の代表を派遣して、世界の代表の考えを聞いたり、数少ない被爆者のお話を伺ったり、帰ってきてからの報告集会など、工夫ある取り組みが必要であると思います。

ことしの８月６日の広島平和記念式典、市主催の記念式典でありますけれども、子ども代表の平和への誓い、その発言の中では、「私たちは待っているだけではいけないのです。誰が平和な世界にするのでしょう。夢や希望にあふれた未来は僕たち私たち一人一人がつくるのです」。こうした被爆地の叫びをこの白浜の地でどう受けとめて取り組んでいくのでしょうか。このことについて、町長、教育委員会、教育長の捉まえ方、取り組みをお伺いしたいと思います。

○議　　長

番外　　町長　井澗君

○番　　外（町　　長）

去る８月に広島市長が世界に向けて発表した平和宣言にもございましたように、広島、長崎の悲惨な体験を再び世界の人々が経験することのないよう、核兵器をこの地球上からなくし、いつまでも続く平和な世界を確立しなければならないと私も思っております。町では将来を託す子どもたちにも子々孫々まで核兵器の根絶と戦争のない平和な時代を築くことの大切さを伝えるため、先ほど教育長からもございましたように、小中学校では平和に関する啓発や核兵器に関する学習の機会を設けており、平成２６年度には原爆の悲惨さを伝えるため、写真パネルを購入し、各学校や民間団体への貸し出しを行うなど、広く活用していただいているところであります。

議員からもございましたが、広島、長崎に原爆が投下されから、長い月日が経過をし、今なお多くの被爆された方々が後遺症に苦しんでおられます。世界唯一の被爆国として、この広島、長崎の惨禍を繰り返さないよう、戦争や原爆の記憶を風化させることなく、次代へ継

承し、真の恒久平和を実現していくためにも核兵器の廃絶を求めなければならないと考えているところでございます。広島平和資料館などでは原爆展の開催、また平和学習に活用できる資料を全国の学校や自治体などへ貸し出しを行っていると伺っております。町といたしましても、今までの取り組みを継続しながら、町民の皆様に原爆被害の実相をより知っていただけるよう、新たな取り組みを教育委員会とも連携し、検討してまいりたいと思っております。

○議　　長

番外　　教育長　鈴木君

○番　　外（教育長）

廣畑議員から学校教育、社会教育の分野でも夏休み期間中に原水爆禁止世界大会への派遣を行ってはどうかというご質問、またご提案をいただきました。

被爆７１周年、原水爆禁止世界大会広島大会が８月４日から６日までの３日間、広島県立総合体育館で開催され、約３，０００人の方々が参加し、また長崎大会につきましても、８月８日、９日に開催され、約２，０００人の方々が参加されたと、このように伺っております。

白浜町では、現在６年生の社会科授業の中で、広島、長崎への原爆投下と日本の敗戦について学習をしており、当時の写真や資料からの気づきや原爆投下による被害者の様子を調べるなど、戦争について学習を行っております。また、中学校では夏休み期間中を利用して、平和学習を開催しており、戦争の悲惨さや原爆投下による惨劇など、講師等を迎えて学習したり、また白浜在住の方から戦争当時、実際に白浜であった空襲経験などを聞く、こういう貴重な学習機会を設けております。教育委員会としましては、こうした学習に重点を置いて取り組んでまいりたいと、このように考えております。

なお、ご提案をいただきました世界大会の派遣につきましては、今後検討させていただきたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いしたいと思います。

○議　　長

７番　　廣畑君（登壇）

○７　　番

今後の新たな取り組みとして期待していきたいなというふうに思います。

アメリカの科学者連盟データによりますと、核保有国、アメリカ、イギリス、フランス、ロシア、中国、それに加えまして、インド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮、この９カ国が実質的な製造保有、１万５，０００発を超えている、このように言うてございます。

そのような中で、去る８月１９日、ヨーロッパの国連本部で開いた公開会合で、核兵器のない世界を実現する法的措置を議論してきた核軍備の縮小、撤廃へ多国間交渉の前進を図る国連作業部会が今秋の国連総会に核兵器禁止条約等の交渉を来年から始めるよう、勧告する報告を採択しました。国連総会での核兵器禁止条約交渉の本格的な議論が始まろうとしています。国連加盟国１９３カ国中１０６カ国が来年度中の核兵器廃絶に導く法的拘束力のある措置を交渉する会議開催に賛成し、採択されました。米英仏露中に加え、インド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮が実質的に核保有や開発能力がある国とされておりますが、核軍備の縮小、撤廃へ具体的作業部会に参加もしないこの９カ国、残念ながら唯一の被爆国である日本政府は作業部会でこの勧告に棄権をしました。国連の具体的行動を求める動きに呼応し

て、生きているうちに何としても核兵器のない世界をという被爆者の願いを具体的にどう広め取り組むのか、「核兵器廃絶・平和宣言の町」の取り組みが注目されますが、県下の多くの首長とともに２０１６年の被爆者が訴える国際署名への賛同署名をしていただいた町長の考えをもう一度お尋ねしたいと思います。

○議　　長

番外　　町長　井澗君

○番　　外（町　　長）

「核兵器廃絶・平和宣言の町」の取り組みに非常に私も賛同いたしまして、県下の多くの首長さんとともに２０１６年の被爆者が訴える国際署名への賛同署名をさせていただいたところでございます。

先ほどのご質問に対する答弁と重複する部分もあるかと思いますが、世界唯一の被爆国として、この広島、長崎の惨禍を繰り返さないよう、戦争や原爆の記憶を風化させることなく、次代へ継承し、真の恒久平和を実現していくためにも、核兵器の廃絶を求めなければならないと考えているところでございます。被爆者の高齢化が進み、被爆体験をお話しされる方が少なくなってきている中、被爆の実相や被爆体験の意味を次世代を担う次の世代へ継承していくことが重要かつ緊急の課題であると認識をしております。戦後７０年が過ぎ、被爆体験の風化や平和意識の低下、希薄化が懸念されておりますが、町といたしましても、この白浜の地で直接そうした体験や平和への思いを伝えることができるような取り組みができないか、教育委員会とも連携をし、そしてまた町民の皆様方のご意見、いろいろな考え方を取り入れながら検討してまいりたいというふうに思っております。

○議　　長

７番　　廣畑君（登壇）

○７　　番

町長の積極的な課題としていくというふうな答弁でございました。

最後に、９月２日、マレーシアで開かれて第９回アジア政党国際会議がアジアの３７カ国の与野党合わせ、８９党の代表が出席をしました。私ども日本共産党もバンコクで開かれた第２回会議に初めて参加して、その後毎回出席しておりますけれども、ことしのこの会議でのクアラルンプール宣言案は核兵器禁止条約の国際交渉の開始が入っていましたけれども、中国共産党自身も総意として決めた宣言案を最後に、この案を一方的に覆して、宣言から核兵器禁止条約の国際交渉の開始を省いた、こうしたことであります。中国はもはや核保有国の代弁者として、核兵器のない世界を求める動きを妨害している。こうした動きもありますけれども、未来は核兵器のない世界を目指す国際世論と市民社会の運動の側にあるということを申しまして、「核兵器廃絶・平和宣言の町」の取り組みをの質問を終わりたいと思います。

○議　　長

以上で、最初の「核兵器廃絶・平和宣言の町」の取り組みをの質問は終わりました。

次に、２点目の７５歳以上の高齢者も集団検診をの質問を許可します。

７番　　廣畑君（登壇）

○７　　番

それでは、２つ目の７５歳以上の高齢者も集団検診をという質問に入らせていただきます。

７５歳以上の高齢者ということでありますので、後期高齢者広域連合であり、後期高齢者

医療のことでありますけれども、この広域連合の議会での一般質問で、後期高齢者医療広域連合では、健康診査を実施していますが、それは個別健診のみのようであります。県下では受診者数１万５，０９６名、受診率は２１．７％、健康診査委託料は１億３，３８２万８，３２９円であります。１人当たりの検診料は８，８６５円となるようであります。また、この全国の広域連合で、市町村に健康診査を委託しているのは４１都道府県、８７．２％となっているとのことであります。県広域連合も全国の４１の広域連合と同じように市町村にこの集団検診を委託すれば、国保の被保険者と同じように町が実施する集団健診に参加します。そうしますと、個別健診よりも安く上がるというふうなことであります。また、町からのきめ細かい案内ができる、町を通じて健診率の向上へつながっていく、あるいは町が健診データの活用の契約を結べば、町で４０歳から後期高齢までの幅広い被保険者の健康状態を把握でき、保険事業の充実が図れるというふうなメリットがあると指摘してございます。

さて、町後期高齢者の健診の実施状況、受診者数と受診率はどうでしょうか、お尋ねをします。

○議　　長

番外　　住民保健課長　廣畑君

○番　　外（住民保健課長）

廣畑議員より町の後期高齢者の健診の実施状況、受診者数と受診率について、ご質問をいただきました。

まず、当町では対象に該当されている方につきましては、７５歳以上であっても制限することなく、希望により全ての集団健診会場において、胃がん検診や大腸がん検診などの各種がん検診及び肝炎ウイルス検診の受診が可能でございます。健康検査につきましては、７５歳以上の医療保険者でございます後期高齢者医療の広域連合が対象者に受診券を直接送付し、先ほど議員がおっしゃられた個別健診のことでございます。医療機関での受診を案内する方法をとっております。

当町の後期高齢者医療広域連合の案内での健康検査受診者数につきましては、ふだんからかかりつけ医等で診てもらっている方や、また入院中の方などもいらっしゃることから、人間ドック受診者を含めた平成２７年度の実績でございますが、５４８名で、受診率は１３．５％となってございます。

○議　　長

７番　　廣畑君（登壇）

○７　　番

受診率１３．５％と５４８名の方が受診しておるよというふうなことであります。この受診券、私どもの家族にも７５歳以上がおりましたので、送ってきていました。歯科もそうです。歯の受診券もそうでしたけれども、やっぱりなかなか行きづらいなというふうなこともあります。

さて、広域連合議会の一般質問にある集団健診の４つのメリットですけれども、この４つのメリットについて、どのように考えますか。

○議　　長

番外　　住民保健課長　廣畑君

○番　　外（住民保健課長）

集団健診の４つのメリットについて、ご質問をいただきました。

いずれの件につきましても、重要なことであると考えてございます。町としましては、特に健診率の向上へつながること、また保健事業の充実が図れることは、町といたしましても高齢者の方の健康寿命延伸を目指し、各種がん検診事業のほか、さまざまな健康教室やウォーキング事業、それから介護予防事業等に取り組んでいるところでございまして、それらの事業等の推進に当たり、より効果的であるというふうに考えてございます。

○議　　長

７番　　廣畑君（登壇）

○７　　番

より有効であるというふうな介護予防事業などに取り組んでいるというふうなことで、より効果的だというふうなメリットを肯定されておられるということであります。県の広域連合としては、他の広域連合の実施状況を参考にしながら研究すると、こういう答弁を広域連合の議会で答弁をしておりますけれども、町としても後押ししていく、そういう提案をしてはどうでしょうか。また、県広域連合から集団健診の協議があった場合、どのように回答をしていくのか、このことについてお尋ねをします。

○議　　長

番外　　住民保健課長　廣畑君

○番　　外（住民保健課長）

集団健診の協議があった場合の回答について、ご質問をいただきました。

既に県後期高齢者広域連合におきまして、後期高齢者の集団健診市町村委託についての協議が進められているところでございます。各市町村に対し、国保での特定健診に関する実施状況調査、それの中で実施する場合の問題点等の項目がございまして、町といたしましては、現在受診者数が大幅にふえることが予測され、現状においても受診者数が多い会場では長時間お待ちいただくことが多々ございまして、実施会場数等を考えたとき、現時点では対応することは難しいと回答をしたところでございます。

しかしながら、後期高齢者の健康保持、及び増進、健康寿命の延伸、そして実態やニーズに合わせた効果的かつ効率的な保健事業を推進していくためには必要であると認識してございます。今後、集団健診会場での健康検査受診について、集団健診委託先との協議や案内等の事務、それから健診後の情報提供、保健指導に係る体制等を踏まえて、十分検討して、後期高齢者広域連合と協議をしてまいりたいというふうに考えます。

○議　　長

７番　　廣畑君（登壇）

○７　　番

前向きな答弁をいただきました。やっぱり、国保から後期高齢者に分断をされて、なかなか地域でお荷物扱いを、そういうつもりはないんだろうと思うんですけれども、後期高齢者というふうなことになりました。医療として分かれていったわけでありますけれども、７４歳までの方とそれから７５歳以上の方、例えば７５歳から８０歳までの方と８０歳から８５歳までの方、あるいは８５歳から９０歳までの方の状態、もちろん個人差もありますけれども、そうした年齢を重ねる方の状態というのは、やっぱり違うていきますし、我々の国保の世代よりもいろんなことが幅が広がっていく。やっぱり、集団健診の場所というのは必要や

と思いますし、ぜひ前向きに考えていただきたいなと思います。

例えば、もう最後になりますけれども、去年、国体が終わりました。この体育を奨励していく、具体的にどういうふうなことになっていくのかというふうなこともあります。やっぱり、健康の維持、どのように保健体育を進めていくのかというふうなことになると思いますけれども、こうした機会を捉まえて、住民目線に立った健診、保健事業、そういったことで取り組んでいただきたい。このことを申し上げて、この２つ目の７５歳以上の高齢者の集団健診をという、質問を終わります。

○議　　長

以上で、２点目の７５歳以上の高齢者も集団検診をの質問は終わりました。

次に、３点目の公民館等の利用についての質問を許可します。

７番　　廣畑君（登壇）

○７　　番

それでは、３つ目の公民館等の利用について、お伺いします。公民館等の利用についてというふうにしていますけれども、中身は中央公民館内に町立図書館の白浜分室がございます。朝も南議員が質問されていましたけれども、特にこのことについて、質問をしたいと思います。

この中央公民館白浜分室には、大人向けの一般図書を中心に蔵書をされております。分室の蔵書の資料はちょっと古いですけれども、約１万４，０００冊、面積は１５９平米、これは平成２３年の図書館基本計画の資料からちょっといただきました。となっております。そして、白浜分室、ことしの春ごろから昼休みの開館ができてないというふうなことで、自分自身は理解しておったんですけれども、去年の６月ぐらいから、もう１年と数カ月というふうなことになるようでありますけれど、どうしてなんかなというふうに思います。

白浜町町立図書館協議会が発行する図書館通信、これの第１号、ナンバー１、平成２２年６月発行です。ここにはそれぞれの本館と、それから分室、日置、富田、それぞれどういうふうな開館時間であるかとか載せてあるんですけれども、白浜分室では、開館時間が午前９時から午後５時、休室が日曜日と月曜日、祝日。ここには、閉館ですよ、昼休み閉館ですよというのは、このときは載せてございません。富田分室には、括弧して、午前９時から午後５時までの中で正午から午後１時まででは昼休みですよと、日置分室と富田分室のところには書いています。これ、何のためにこういう図書館通信が協議会から出されたか。図書館が出したのと違うんです。図書館協議会から出ています。

その後、年２回出していますけれども、この最初のこの号に、ナンバー１に、このように書いています。ちょっとはしょりますけど、昭和５２年に建てられた本館ですが、大人の方の利用もふえ、だんだん狭く感じられるようになり、昭和６３年中央公民館が建設されたときに大人の本だけ白浜分室として移されました。昭和５４年に富田分室、平成１８年の日置川町との合併に伴い、日置分室が加わりました。現在、本館、３分室とも老朽化、狭隘化が進み、図書館としての機能が十分に果たせていません。そこで、協議会では町民の皆様に町立図書館の現状を知っていただくため、図書館通信を発行していきます。そういう発行の趣旨のもとに１号から発行されています。現在もまだ発行されています。

その特徴として、ちょっと紹介したいんですが、学校の先生とか、私の思い出の１冊という本の１冊、町長さんも第６号で私の思い出の１冊というふうなことで、取材を受けて書い

ています。それから、前の教育長もそうですし、今の鈴木教育長も自分のかかわり、本とのかかわり、人生とのかかわりというふうなことで、それぞれ皆さん載せています。中学校や小学校の校長先生も載せています。やっぱり、こういう啓発をしていく、大事やな、ええなというふうに読ませてもらいました。中身についてはいろいろ皆それぞれですけれども、僕も読んである本、同じ時期と違って、もっと若いときに読んだんやなというふうなこともありますし、なかなか協議会の本というのは、こういう通信というのはええですね。ええなというふうに思います。

そういう中で、今の紹介ですけれども、それからこの図書館年報、これ、この議会の始まる９日ですか、そのときにいただきました。毎年いただいています。この中の６ページに、白浜分室の貸し出し、本館とか富田分室、日置分室のそれぞれの貸し出しの冊数、これを載せています。それを載せています。それを見ますと、断然白浜分室が多いです。１日の平均貸し出しが２４．９冊です。富田は１２．５です。日置はもちろん絶対数が少ないですから、子どもの本が中心だと思いますので、日置と本館は子どもの本が中心ですので、あれですけれども。それから、１日平均の貸し出し冊数が、件数ですけども、本は白浜分室は断トツで７８．３、富田が４５ですね。そのようになっています。やっぱり、この白浜分室はごっつうみんな借りてあるのやなというふうに思うわけであります。

こうした昼休みの時間、１時間、たとえ１時間でもどうしてなんでしょうか。午前中の南議員への答弁とも重なるかもわかりませんけれども、そのことについて、お尋ねをいたします。

○議　　長

７番廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外　　教育次長　寺脇君

○番　　外（教育次長）

午前中の南議員のご質問に対する答弁と重複する部分がございますけども、お許しいただきたいと思います。

分室の午後休室につきましては、図書館協議会、また住民の皆様方からもさまざまなご意見をいただいてございます。しかしながら、現在白浜分室につきましては、臨時職員１名での配置となっておりまして、職員への負担、それから労働基準法の遵守を考慮いたしますと、恒常的に正午開室を維持するのは大変困難であると考えてございます。

なお、本館につきましては、従来どおり午後も開室をしておりまして、今後につきましては、本館の利用促進にも力を入れてまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議　　長

７番　　廣畑君（登壇）

○７　　番

図書館の本館については、新図書館の建設について以前質問しました。ちょっと時間も少なかったんですけれども、その際に教育長の答弁は平成１９年１２月議会での町立図書館の早期建築を求める請願書の採択、そして現状を調査研究していただくために平成２１年９月に白浜町図書館検討委員会を設置し、白浜町における図書館のあり方について調査研究を重ねて、平成２３年１０月に町立図書館の基本計画について答申をいただいたと答弁をいただ

きました。それに基づいて図書館整備基本構想を策定したと、これは教育委員会として２６年２月に基本構想を策定しております。早期の完成を目指していきたいが、財源確保、場所など、精査すべき課題が残っている。課題解決に着実に取り組んでいきたい。このようにお答えいただきました。また、町長は、図書館というのはその町の文化の成熟度を図るバロメーターだと、このように認識している、これから進めるのは町民レベルでもっと議論が必要であると。本庁舎の移転、本庁舎というのはこの役場の庁舎ですけれど、移転改築等を含めて、そういった中で考えていきたいというふうに捉まえました。例えば、図書館というのも位置づけて、その本庁舎に位置づけて、場所、機能についても協議して、町民レベルで議論し、それが熟成し、白熱すれば方向性も決まってくる、具体的な基本構想に取り組みたいと、このように答弁をされております。

新図書館の建設は請願を採択して９年、議会も責任あるように外から、皆さんから言われます。おまえら何しやんなというふうなことなんです。併設館とすれば少なくともあと１０年、この本庁舎を積み立てておりますけれども、１０年の年月がかかります。そうであるならば、今の施設、本館、この３つの分室、この機能の、この１０年の間、あるいは１０年でいかんかもしれない。その維持、発展、建物の保守管理、こうしたことを図るべき違うんかよというふうに思うわけです。なおかつ、維持管理とか、その機能ということで言うならば、人をたとえ１時間でも、やっぱりちょっと休みにするでということはちょっとおかしいん違うかというふうに思うわけです。教育委員会の答弁を求めます。

○議　　長

番外　　教育長　鈴木君

○番　　外（教育長）

ただいま議員さんがおっしゃられましたように、本館が建設されてから３０年経過しております。その間、社会情勢も大きく変わり、それから図書館に求められる機能も、それから資料の貸し出しということだけにとどまらない多様化、これが多様化したものになってございます。そのような状況の中で白浜町立図書館の現状としましては、図書館の機能が十分に果たされるために必要な資料、それから施設、さらには、今おっしゃられました職員、これらの基本的な３要件が十分に満たされているということはもう言えないと、これも事実でございます。

ただ、これの解決には先ほどからもずっと言っておりますけれど、朝からも言わせてもらっておりますけれども、予算というのが伴いますので、教育委員会としましても、議員にご指摘の課題も含めまして、町立図書館の円滑な運営にしっかり内部で協議、精査し、町及び財政当局とも十分協議をしてまいりたいなと、このように考えております。十分機能していないのは私どもも思っているところでございます。

以上です。

○議　　長

７番　　廣畑君（登壇）

○７　　番

お金の問題、それはもうわかるんです。しっかり協議していただきたいなとは思うんですけれども、機能の維持ということでは、繰り返しになるかもわかりませんけれども、職員の配置についてよく予算の配分をして、当初実施のとおり白浜分室に人員を配置して、町民や

利用者の方々に利用してもらうことが必要であると思います。昼休みの休憩時間、白浜分室で利用して過ごす。こうしたことが機能を維持し、立派な基本構想を実現していく、ささやかな利用者への配慮だと思いませんか。

この基本構想の１４ページ、９の運営、ここに本館と分館という、これは基本構想ですから、構想でありますけれども、大きいのが建ったらというふうなことですけれども、そこの中に現在の地域利用者の利便性が損なわれないような体制づくりが必要ですとあるんです、この基本構想の中に。それはそれでええんです。しかし、それまでの間、この１０年の間、このできるまでの間、利便性をとったら、あかんのと違うんですか。やっぱり、今現在使っているこうした提起をされて、協議会の方々が話をして、図書館通信なども出して、何とか図書館を利用する方々をふやしていく、そういうふうなことを民間の方々がいろんなことで取り組みをしている、その芽をつむんですかというふうに僕は思うわけであります。

そういうふうな点で、今も教育長が述べましたけれども、お金の問題、人の問題、いろいろあると思いますが、再度教育長に答弁を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議　　長

番外　　教育長　鈴木君

○番　　外（教育長）

私どももこの近隣の市町村、それから県下の分室の活用について、いろいろと資料も調べてみたんですけれども、田辺は別として、上富田、それからすさみ、これは本館の１館だけなんです。分室がないんですね。それは県下的にいうたら、岩出市なんかは本館と分室が３つありますけれども、うちと同じなんですけれども、分室での昼休みの開館というのは、やはりしていないんですね。そういう状況もありますけれども、今言われたように、本町の場合は分室の本館の機能も十分でないということもありますので、非常に難しい財政上の話に持ってくるんだと思いますけれども、ぜひ頑張ってみたいと思います。

以上です。

○議　　長

７番　　廣畑君（登壇）

○７　　番

教育長の答弁、おっしゃることは僕自身もよくわかります。ここで町長、どうでしょうか。やっぱり、予算の問題というのはもちろん町当局と相談をしながらというふうなことになるんですけれども、そういった点で町としての先ほど来のやりとり、２年ほど前に僕も質問しましたけれども、図書館の構想、そういったことも含めて、本町のことも含めて答弁願いたいと思います。

○議　　長

番外　　町長　井澗君

○番　　外（町　　長）

白浜町立図書館の現状につきましては、これは今、町民の方々からもいろんな前向きなご意見といいますか、いただいております。その中で本館の開館時間と白浜分室、富田分室と日置分室のこの３分室につきましては、開館時間のスタートも違いますけれども、やっぱりお昼休みの時間が休室となっているということについて言えば、これ、臨時職員が今、１名、１名、１名ということで配属しておりまして、２６年度からそういった形で決定をしておる

んですが、やはり白浜分室だけもう１名ふやすというわけにはなかなか公平、公正な面から見ても難しい部分がございます。ですから、これは臨時職員の増員といいますか、これを配置するとなると、相当な、そこにはもう一度当局としても再度検討するに当たっては協議をしなければいけないというふうに思っております。図書館のサービスの向上につきましては、議員からもございましたように、開館時間を拡大するといった方向もこれは大きな方向性の一つだと、取り組みの一つだと思っております。

そのためには図書館の運営に係る予算を増額するということも考えなければなりませんが、町の予算の配分に関しましては、やはり先ほどから教育長からもありましたように、限られた財源を各分野の施策の緊急性、あるいは優先度などを総合的に判断しながら配分しなければならないというふうに考えてございます。しかしながら、今回、私自身もこの図書館のあり方につきましては、２６年２月に図書館構想が提案されましてから２年余りが経過しておりますので、その中にも皆様ご存じのように、１０年ぐらいをめどに一つの結果が出るようにということで、その後ご提案もいただいております。そういう中で、今後どういうふうな取り組みができるのかということは、やはり私も常々町民の方々と話をしますけれども、できるだけ早い段階で方向性を決めていきたいなというふうに思っております。

これは今後いろんな施設の老朽化も進んでいきますし、本館、それからこの分室をどうするんだと、仮に新しい図書館ができたときには、この本館とか分室をどうしていくんだというふうな議論もしなけりゃいけない。ですから、どこに、もちろんどういうふうな機能を持った図書館を建設するかということは非常に大きな町民の関心でもございますし、私どもの課題でもございますので、そこは、やはりこれで終わりではなくて、この１０年以内を一つの目途として、これから建設の構想も進めていかなきゃいけない。そしてまた、この中身についても、今ある本館と分室についても、より行政サービスの向上を目指してやっていかなければいけないというふうには感じております。

その中で、今回の南議員と廣畑議員のご提言といいますか、このご要望に対しても、町民からのご要望があるということも理解した上で、今後できる限り総合的に判断しながら財政的な部分での財源の確保に努めて配置ができるのかどうか、これをできるだけ早い段階で決定をしていきたいと、来年度に向けて検討をしていきます。

○議　　長

７番　　廣畑君（登壇）

○７　　番

あんまりええ答弁ではないなというふうにも思うわけですが、やっぱり、はよ、新図書館の建設の請願を採択してもう９年です。それで、この間首長さんは３人、町長で３人目になるわけです。検討委員会の答申を受けて５年、図書館の整備基本構想から２年半を経過しております。やっぱり、一体いつになったらできるんだというふうなことが言われているわけです。

それで、例えばその構想の中、膨らませていくこうした地道に活動されておられる方々、もちろん２年前には文部大臣の表彰とか、いろいろちょうどそういう時期でありましたけれど、いろんな活動の読み聞かせとか、いろんな活動の表彰、具体的な活動が住民の皆さんの取り組みが全国的に評価をされておるわけです。やっぱり、そういう人々の活動にどういうふうに応えていくか、皆さんが校長先生とか教育長やとか町長がこの本を読むということが、

やっぱり大事やで、自分のそれぞれの人生にかかわっていくんやでというふうなことを実際に示されておられます。こうした活動を支えていくためには、町長もほんまに町の文化のバロメーターであるというふうに言われていますけれども、その文化の向上の、あるいは質のバロメーターやと言われていますけれども、そうしたこと、このことを中心に据えるということを考えていただきたいというふうに思います。

やっぱり、この１０年はどういう方向でいくのか、もし併設になっていくと、町民の併設になったらこの部屋をどうしていくのかという構想も町だけの構想ではなしに、そうした利用している方々の構想もありますし、一体いつになったらできるんだというふうなことが言われておりますので、そうした方向は、町民の皆さんが文化を望んでいる、よりよい図書館を、自分たちの図書館をつくって、そこでいろんな活動をしていく、未来の子どもたちを育てていくという、そういう理想、希望がかなえられる、やっぱりそういう図書館の構想を早く皆さんとともにつくり上げていく。そのためには、やっぱりいつ、どこで、その最初の地点をどこにして、それで積み上げていくのか、構想というのか、実際の建設、どういう予定にしていくのかということを早くはっきりしていただきたいなというふうに思いますし、今の人員の削減につきましては、ほんまに予算を伴うというのはようわかります。全体の中で考えんなんですけれども、このこともこうした積み上げのことも、やっぱり理解しながら予算を組んで、町長部局と教育委員会と協議をしていっていただきたいなということ申し上げて、質問を終わります。

○議　　長

以上で、３点目の公民館等の利用についての質問は終わりました。

次に、４点目の平草原公園の整備についての質問を許可します。

７番　　廣畑君（登壇）

○７　　番

それでは、最後の４点目です。平草原公園の整備について、お尋ねします。特に平草原公園の整備、公園全体についてではなしに２キロメートルのトリムコースの修繕整備について、お伺いをいたします。

住民の方々がよく利用するトリムコース、それぞれが心身の健康の維持のために朝早くから夕方まで利用しています。さて、一たび雨が降ると、コースに水道ができて、特に坂なんか走りにくく、歩きにくくなります。早急な対応をすべきだと考えますが、どうでしょうか。まず、このことをお尋ねします。

○議　　長

番外　　町長　井澗君

○番　　外（町　　長）

平草原公園の整備についてのご質問をいただきました。

平草原公園には年間約７万人の方々が訪れ、憩いの場として四季折々の花々の観賞や２キロメートルのトリムコースでウォーキングやランニング等を楽しんでいただいているところでございます。もちろんこの公園にはさくらまつりですとか、いろんなイベントも行われておりますので、その都度、そこのところをご利用いただいておりまして、町が今植栽しておりますバラ園も多くの方々に親しんでいただいているところでございます。

この園内のトリムコースを含む遊歩道につきましては、自然景観との調和を図るため、舗

装せずに現在も土身のままで、土身の部分を多く残しております。利用者の安全を確保する上で整地や補修は欠かすことができないというふうには考えております。現状におきましては、限られた予算の中で観光課の職員が中心となって、随時整地や補修を行っているところでございます。

○議　　長

７番　　廣畑君（登壇）

○７　　番

今、町長が答えられましたけれども、いろんな方々が訪れて、自身の心と体をリフレッシュするといいますか、そういう場所であります。ちょっと僕も行ってメモしたんですが、ちょっと忘れてきたんですけれども、最初、昭和５３年ぐらいでしたか、県が健康のためにつくってんでという看板がかなり地図を見ると、なかなか、コースを見ると、大分わかりにくいようになっているんですけども、そうした県も絡んで、県民のそういう健康のためにリフレッシュをするというふうなことが書かれておりました。

数年前にそうした場所、この平草原公園ですね、旧空港近くのバラを見にいった方が平草原公園のほうから行った方が水道についたところのごろごろした石の中で石に足を取られて、転倒して手首を骨折したということ、かなり５年ほど前だったかな、そうしたことがありました。高齢の方でしたが、このような年齢や運動の得手不得手にかかわらず、事故が起こることがあります。

トリムコースの修繕はとりあえず応急修理をして、応急修理だけではなしに、抜本的対応をするべきだ、このように考えます。僕も歩いたんですが、やはりかなり水道は大きなごんごろになってあったり、それでそこに向いて、かたい、黒い砕石も入れているようですし、やっぱり砕石ではそこへ向いて足を取られるというようなこともありますし、走る人もおりますし、歩く人もおりますし、さまざまです。やっぱり、そういったところにほんまにもうちょっとお金を入れて補修をしていく、こうした町民目線に立ったそうした取り組み、平草原公園、ただまつりだけではなしに、日常、ふだん利用されておる、あるいは利用されてなかったら、そういう利用を喚起していく、そういう取り組みが必要やと思うんです。ほんでに、何とか、この際日常的な、先ほども言いましたけど、やっぱり保健体育、健康、そういったことについて、ほんまにもっと地道に、普遍的な問題ですので、地道に力を入れていく、予算もつけていくというふうなことが大事でないのかな。町民目線に立った、町民の皆さんが望んでおる、普通に生活ができていく、そうした立場で私どもは思うわけですが、この補修について、再度質問をしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議　　長

番外　　観光課長　愛須君

○番　　外（観光課長）

今、議員より、再度ということでご質問をいただきました。

日々の補修等で対応し切れない部分というのが多数あります。これにつきましては、やはり抜本的な改修ということも必要になってきます。トリムコースは距離的に２キロメートルという長い距離でありますので、今後はそれを一括ということではなく、部分、部分という補修の仕方も考え方としてはあると思いますので、今後は中長期的な計画と、また補助金、交付金が活用できるよう、調査研究をしながら、都市公園である機能、及び町を代表する公

園として花と緑の中でゆっくり散策できる歩道の整備など、心と体の健康に資する公園として再生することが必要であり、さまざまな取り組みを行いながら住民の方、また観光客の方々の利用促進につながるように努めていきたいと考えていますので、ご理解のほどをよろしくお願いします。

○議　　長

７番　　廣畑君（登壇）

○７　　番

今、課長が答弁されましたけれども、ほんまに、やっぱりそういう立場で取り組んでいただきたい。じきにみんなというのはなかなかいかんとは思いますけれども、やっぱりそういうことで町民がみんなといいますか、そうした健康やとか、そういう保健の面で必要やというふうなことでありますし、僕も行ったときに何組か、かなりの方が歩いておられました。それも高齢の方やったけども、早足で行かれていましたけれども、やっぱりそういう町民の地道な努力を応援していく、そういう町政であってほしいなというふうに思いまして、質問を終わりたいと思います。

○議　　長

以上をもって、廣畑君の一般質問は終わりました。

一般質問を終結いたします。

本日はこれをもって散会し、次回は明日９月１６日金曜日午前１０時に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会します。

次回は明日９月１６日金曜日午前１０時に開会いたします。

大変ご苦労さまでした。

議長　溝口　耕太郎は、　１６　時　０３　分　散会を宣した。

地方自治法第１２３条第２項の規定により下記に署名する。

平成　２８　年　９　月　１５　日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員